

対馬市
高齢者福祉計画及び
第9期 介護保険事業計画



令和6年3月
対馬市

はじめに

平均寿命の伸びや少子化の影響に対応するため、平成12年度（2000年度）に介護保険制度が創設されてから23年が経過し、高齢化は急速に進み、高齢者を支える介護保険制度や高齢者福祉サービスは欠かせないものとなっております。

このような状況の中、本市においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせることを目指して、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んで参りました。

現在、本市の高齢者数はピークを迎えており、住民基本台帳における令和6年（2024年）3月の高齢者数は11,153人、高齢化率は40.3%となっております。

今後、高齢者数は横ばいで推移した後、徐々に減少していく見込みとなっておりますが、それを上回る人口減少により、高齢化率は更に増加する見込みとなっております。

また、第9期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を迎え、今後更に支援を必要とされる高齢者の増加が予想されます。

このような状況を踏まえ、本市では、基本理念である《みんなでつくろう！いつまでも安心して健やかに暮らせる島 対馬》の実現のため、「対馬市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画は、令和6年度（2024年度）から3年間の高齢者福祉と介護保険に関する目標を示しております。関係機関、関係団体と一体になり、本計画の推進に努力してまいりますので、市民の皆様並びに関係者の皆様の、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました対馬市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員の皆様をはじめ、各種アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様にご心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

対馬市長 比田勝 尚喜

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 国の基本指針	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
6 日常生活圏域の設定	6
第2章 本市の高齢者を取り巻く現状と課題	8
1 人口の状況	8
2 認定者の状況	9
3 介護保険事業の状況	10
4 各種調査の概要	12
第3章 計画の基本理念、基本目標	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の基本目標	25
3 計画の体系	28
第4章 施策の展開	29
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	29
(1) 地域包括支援センターの機能強化	29
(2) 在宅医療・介護連携の推進	30
(3) 地域ケア会議の推進	32
2 高齢者の健康づくり・介護予防の推進	35
(1) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	35
(2) 高齢者の健康づくりの推進	36
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	37
3 認知症施策の推進	38
(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進	38
(2) 認知症を医療・介護の連携で支えるための支援	39
(3) 認知症の早期発見・早期対応の推進	39
(4) 認知症の人とその家族を支える地域づくり	40
(5) 成年後見制度の利用促進	42

4	高齢者の生活支援の充実	47
	(1) 生活支援コーディネーター事業（生活支援体制整備事業）	47
	(2) 高齢者生活支援に係るサービス事業	48
	(3) 地域における高齢者見守りの推進	50
	(4) 高齢者虐待防止の強化	52
	(5) 高齢者の居宅に係る施策との連携	54
5	高齢者の積極的な社会参加の推進	55
	(1) 生きがいづくりの支援	55
	(2) 就労支援	56
6	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び質の向上と業務効率化	58
	(1) 介護給付適正化	58
	(2) 相談・苦情対応体制の整備	61
	(3) 事業所の指定及び指導・監督の実施	61
	(4) 人材の確保と資質の向上	62
	(5) サービス基盤の整備方針	64
	(6) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備について	72
第5章 介護保険サービス見込量等について		73
1	財源構成	73
2	被保険者数及び認定者数の推移	74
3	サービス給付費の見込み	75
4	標準給付費等の見込み	77
5	第1号被保険者の保険料収納必要額	78
6	第1号被保険者の介護保険料基準額の算定	79
7	介護保険料の設定	80
8	第1号被保険者の所得段階区分の設定	81
第6章 計画の推進		83
1	計画の推進と進行管理	83
2	庁内の連携	83
3	地域住民、関連団体、事業者等との連携	83
資料編		84
1	対馬市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱	84
2	対馬市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 委員名簿	86

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、高齢化の進行が続いており、今後も高齢者は増加していく一方で、現役世代は急速に減少していくことから、高齢化率は更に上昇することが予測されます。また、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12年度（2000年度）に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成26年（2014年）6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成29年（2017年）には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。

更に、令和3年（2021年）の社会福祉法等の改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされています。

本市においては、令和3年（2021年）3月に策定した「対馬市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の整備や、高齢者福祉サービスの充実等を計画的に取り組んできました。この度、「対馬市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、令和6年度（2024年度）を初年度とする「対馬市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）の双方を念頭に置きながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。また、高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。

○ 「介護保険法」から抜粋

(市町村介護保険事業計画)

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

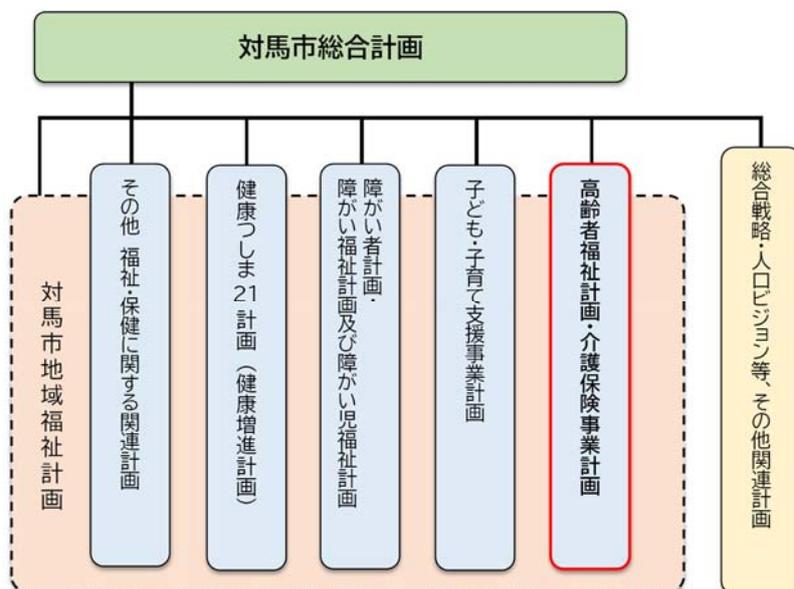
○ 「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

本計画は、「対馬市総合計画」における福祉分野に関する個別計画として、また「対馬市地域福祉計画」をはじめ、障がい福祉、健康、保健、医療、住まいなどの本市の関連計画や県の関連計画との整合・調和を保ち策定しています。



3 国の基本指針

第9期においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、現役世代が更に急減する令和22年（2040年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた位置づけとなることが求められます。基本指針における計画の見直しの主な内容は以下のとおりです。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② 医療・介護情報基盤の整備

- ・ デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

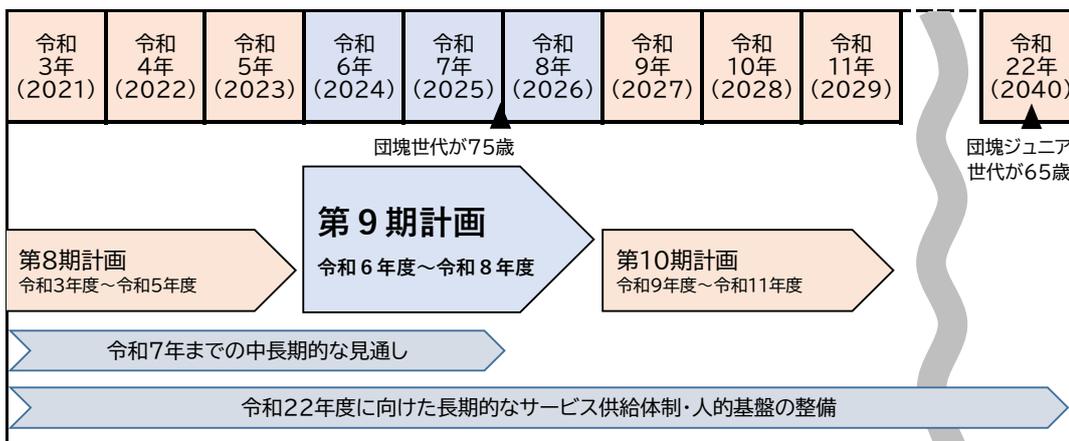
(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

4 計画の期間

本計画は、国の新しい指針や本市における計画の進捗状況・現状把握等に基づいた第8期計画の見直しに基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

同時に、本計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年(2025年)を迎えること、更には団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えて、本市における高齢者支援・介護予防・介護サービスの在り方を包括的に整備するという視点から策定します。



5 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

本計画の策定に当たっては、本市の高齢者の現状について、既存のデータでは把握困難な生活の状況や潜在的なニーズを把握することを目的として、下記の調査を実施して計画策定の基礎資料としました。

調査名	目的
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	地域における要介護状態となる前の高齢者のリスクや社会参加状況などを把握
②在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護者とその主な介護者の状況を把握

(2) 対馬市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会における協議

保健・医療・介護・福祉関係者のほか、地域関係者、学識経験者、公募による住民の代表で構成される「対馬市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において審議・検討を行いました。

開催日	内容
令和5年 8月 2日	計画策定の概要、スケジュールについて審議
令和5年 11月 15日	各種調査結果、計画骨子案、第9期計画における施設整備（案）について審議
令和5年 12月 26日	計画素案について審議
令和6年 2月 26日	パブリックコメントの結果、計画案について審議

(3) パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見や提案を取り入れ、その意見などを反映させるために、令和6年1月12日から令和6年2月13日までパブリックコメントを実施しました。

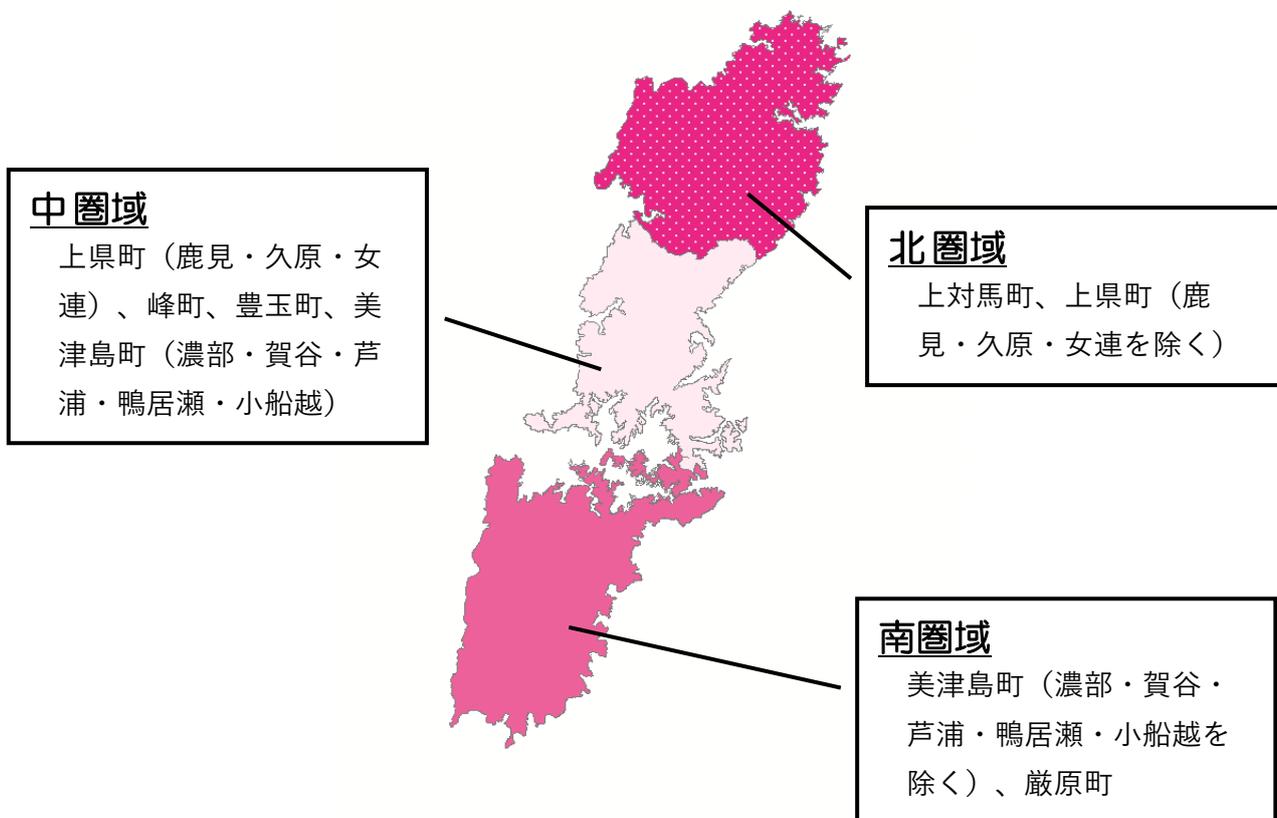
実施の結果、意見の応募はありませんでした。

6 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭においた上で、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

第7期計画では、合併前の旧町を基本とした日常生活圏域から、市の行政区圏域に合わせた日常生活圏域へと変更を行い、第8期計画では第7期計画と同様に日常生活圏域を設定しました。

第9期計画においても、これまでの日常生活圏域の設定から変更を行わず、引き続き同じ日常生活圏域において計画の推進に努めることとします。



圏域名	区域	40～64歳	65歳～	計
北圏域	上対馬町、上県町（鹿見・久原・女連を除く）	1,746人	2,401人	4,147人
中圏域	上県町（鹿見・久原・女連）、峰町、豊玉町、美津島町（濃部・賀谷・芦浦・鴨居瀬・小船越）	1,791人	2,737人	4,528人
南圏域	美津島町（濃部・賀谷・芦浦・鴨居瀬・小船越を除く）、巖原町	5,188人	5,679人	10,867人

令和5年4月1日現在

【圏域ごとの事業所数】

事業所分類		事業所数			
		北圏域	中圏域	南圏域	合計
居宅	訪問介護（ホームヘルプ）	1 箇所	2 箇所	3 箇所	6 箇所
	訪問入浴介護	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所
	訪問看護	1 箇所	0 箇所	2 箇所	3 箇所
	訪問リハビリテーション	1 箇所	0 箇所	1 箇所	2 箇所
	通所介護（デイサービス）	1 箇所	2 箇所	6 箇所	9 箇所
	通所リハビリテーション	2 箇所	0 箇所	2 箇所	4 箇所
	短期入所生活介護	2 箇所	1 箇所	4 箇所	7 箇所
	短期入所療養介護	1 箇所	0 箇所	1 箇所	2 箇所
	福祉用具貸与	1 箇所	0 箇所	3 箇所	4 箇所
	特定福祉用具販売	1 箇所	0 箇所	4 箇所	5 箇所
	特定施設入居者生活介護	0 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
	居宅介護支援	1 箇所	3 箇所	4 箇所	8 箇所
地域密着型	地域密着型通所介護	2 箇所	0 箇所	1 箇所	3 箇所
	認知症対応型通所介護	0 箇所	2 箇所	2 箇所	4 箇所
	小規模多機能型居宅介護	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所
	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	2 箇所	2 箇所	3 箇所	7 箇所
施設	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	2 箇所	1 箇所	3 箇所	6 箇所
	介護老人保健施設	1 箇所	0 箇所	1 箇所	2 箇所
	介護医療院	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

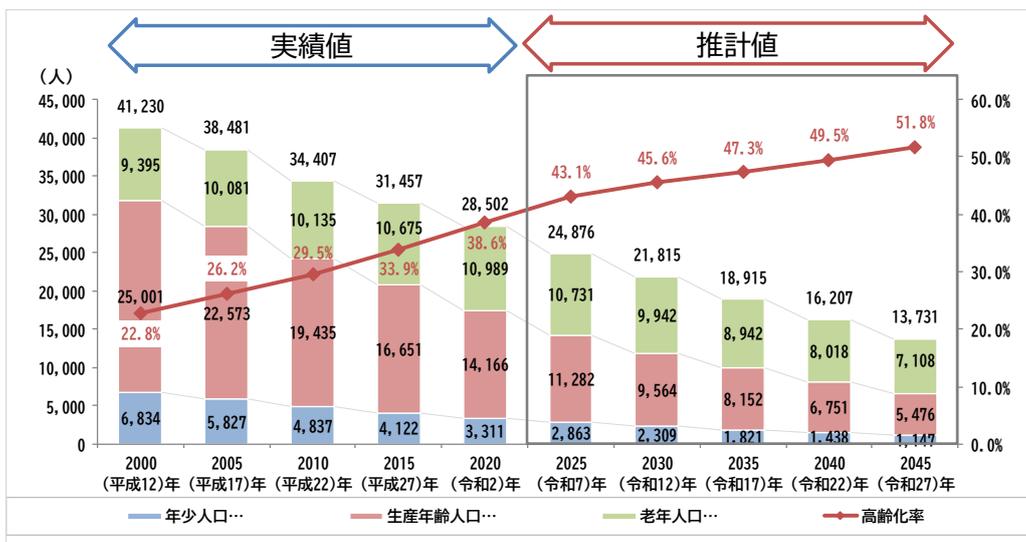
令和6年1月現在（休止中除く）

第2章 本市の高齢者を取り巻く現状と課題

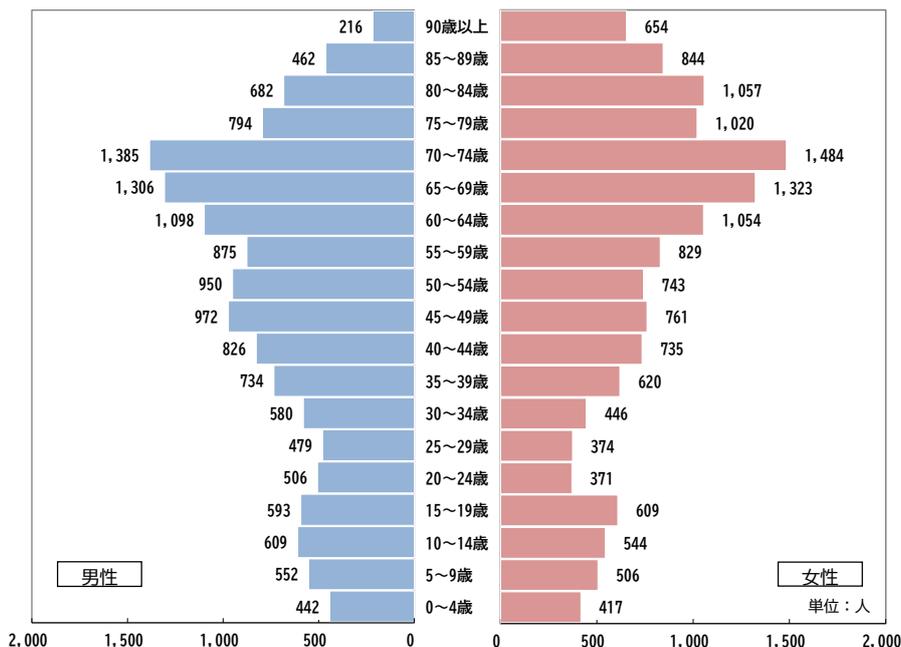
1 人口の状況

国勢調査による令和2年における本市の総人口は28,502人となっており、平成27年と比較すると2,955人減少しています。また、今後の人口推計では、人口は更に減少していくことが予測される推計となっています。

一方、高齢化率は増加を続け、令和27年(2045年)には50%を超える推計となっています。



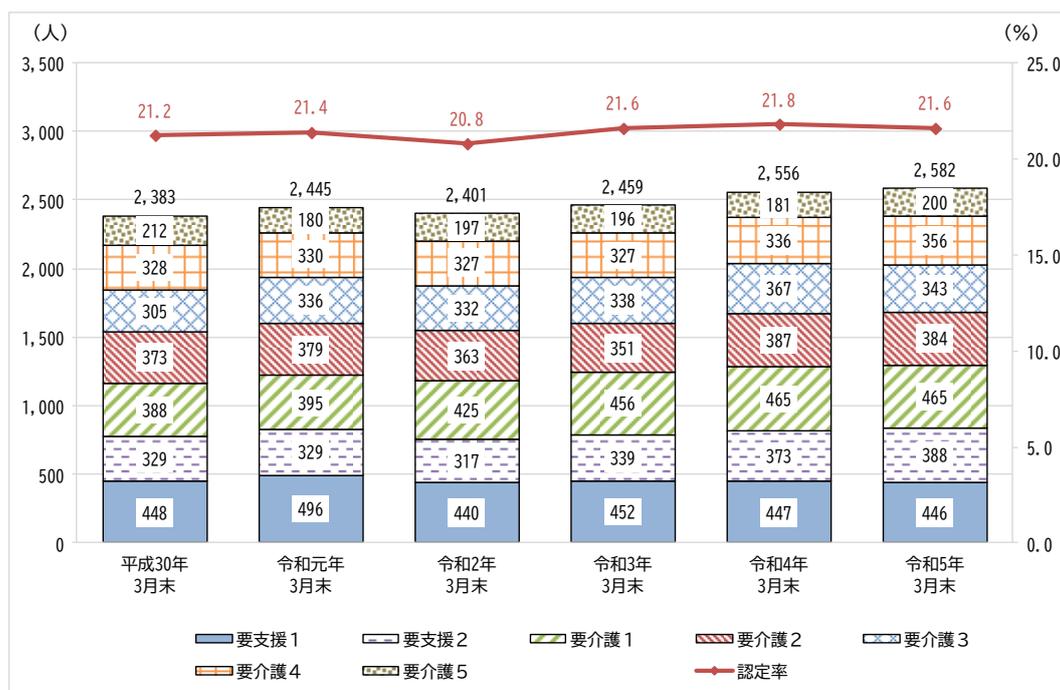
出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、実績を元に推計（令和7年～令和27年）



出典：令和5年1月1日 住民基本台帳

2 認定者の状況

認定者の推移では、平成30年の2,383人からほぼ横ばいで推移していますが、令和4年から若干の増加傾向となっています。認定率の推移では、平成30年の21.2%からほぼ横ばいで推移しており、令和5年では21.6%となっています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム

3 介護保険事業の状況

(1) 介護サービス給付費（要介護1～5）の利用実績と計画値の比較

(単位：千円)

サービス区分		上段:計画 下段:実績	令和3 (2021) 年度	計画比	令和4 (2022) 年度	計画比	令和5 (2023) 年度見込み	計画比
在宅	訪問介護	計画 実績	105,507 97,700	92.6%	104,959 99,178	94.5%	104,368 106,334	101.9%
	訪問入浴介護	計画 実績	6,172 4,038	65.4%	6,176 6,842	110.8%	6,176 9,657	156.4%
	訪問看護	計画 実績	29,543 24,695	83.6%	29,559 25,900	87.6%	28,399 22,806	80.3%
	訪問リハビリテーション	計画 実績	1,173 2,300	196.1%	1,174 1,990	169.5%	1,174 2,657	226.3%
	居宅療養管理指導	計画 実績	10,471 6,861	65.5%	10,330 7,805	75.6%	10,269 8,736	85.1%
	通所介護	計画 実績	335,019 318,718	95.1%	333,796 294,557	88.2%	332,979 275,361	82.7%
	通所リハビリテーション	計画 実績	90,913 73,722	81.1%	89,520 77,766	86.9%	89,520 78,148	87.3%
	短期入所生活介護	計画 実績	385,492 296,804	77.0%	382,704 323,022	84.4%	383,520 320,623	83.6%
	短期入所療養介護	計画 実績	13,247 31,024	234.2%	13,254 29,200	220.3%	13,254 19,268	145.4%
	福祉用具貸与	計画 実績	66,166 65,368	98.8%	65,976 71,249	108.0%	66,078 75,401	114.1%
	特定福祉用具購入費	計画 実績	3,657 4,567	124.9%	3,657 4,933	134.9%	3,657 5,556	151.9%
	住宅改修費	計画 実績	10,407 15,134	145.4%	10,407 14,266	137.1%	10,407 13,061	125.5%
	特定施設入居者生活介護	計画 実績	168,494 156,586	92.9%	166,264 168,171	101.1%	168,823 168,342	99.7%
	地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画 実績	0 3,383	—	0 11,591	—	0 23,184
夜間対応型訪問介護		計画 実績	0 0	—	0 0	—	0 0	—
認知症対応型通所介護		計画 実績	89,161 122,012	136.8%	87,153 113,583	130.3%	87,153 115,540	132.6%
小規模多機能型居宅介護		計画 実績	24,637 34,786	141.2%	24,651 42,033	170.5%	24,651 35,771	145.1%
認知症対応型共同生活介護		計画 実績	244,944 235,997	96.3%	245,080 243,068	99.2%	245,080 244,007	99.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護		計画 実績	0 0	—	0 0	—	0 0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		計画 実績	0 0	—	0 0	—	0 0	—
看護小規模多機能型居宅介護		計画 実績	0 0	—	0 0	—	0 0	—
地域密着型通所介護		計画 実績	71,018 61,314	86.3%	71,057 61,224	86.2%	70,300 77,489	110.2%
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	計画 実績	872,455 846,622	97.0%	872,939 864,718	99.1%	872,939 877,579	100.5%
	介護老人保健施設	計画 実績	548,375 529,447	96.5%	548,679 501,552	91.4%	548,679 515,675	94.0%
	介護療養型医療施設・介護医療院	計画 実績	15,903 21,033	132.3%	15,912 15,445	97.1%	15,912 12,554	78.9%
居宅介護支援	計画 実績	173,739 177,523	102.2%	172,643 182,074	105.5%	172,732 182,063	105.4%	
合計		計画 実績	3,266,493 3,129,634	95.8%	3,255,890 3,160,167	97.1%	3,256,070 3,189,813	98.0%

：計画比110%を上回っている

：計画比90%を下回っている

(2) 介護予防サービス給付費(要支援1・2)の利用実績と計画値の比較

(単位：千円)

サービス区分		上段:計画 下段:実績	令和3 (2021) 年度	計画比	令和4 (2022) 年度	計画比	令和5 (2023) 年度見込み	計画比
在宅	介護予防訪問入浴介護	計画	0	—	0	—	0	—
		実績	0	—	0	—	0	—
	介護予防訪問看護	計画	2,705	89.3%	2,706	74.1%	2,706	59.3%
		実績	2,415		2,005		1,606	
	介護予防訪問リハビリテーション	計画	0	—	0	—	0	—
		実績	0	—	50	—	0	—
	介護予防居宅療養管理指導	計画	340	127.9%	340	84.1%	340	139.7%
		実績	435		286		475	
	介護予防通所リハビリテーション	計画	33,430	75.2%	32,979	69.3%	32,979	80.8%
		実績	25,128		22,839		26,660	
	介護予防短期入所生活介護	計画	1,649	142.6%	1,650	93.9%	1,650	174.4%
		実績	2,351		1,549		2,878	
	介護予防短期入所療養介護	計画	743	38.2%	744	51.2%	744	—
実績		284		381		0		
介護予防福祉用具貸与	計画	11,526	93.4%	11,445	106.5%	11,445	123.3%	
	実績	10,768		12,190		14,108		
介護予防特定福祉用具購入費	計画	2,532	55.3%	2,532	63.7%	2,532	108.7%	
	実績	1,400		1,612		2,752		
介護予防住宅改修	計画	14,006	63.4%	14,006	83.1%	14,006	75.3%	
	実績	8,878		11,644		10,553		
介護予防特定施設入居者生活介護	計画	11,977	88.0%	11,984	92.9%	11,984	106.2%	
	実績	10,542		11,130		12,727		
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	計画	0	—	0	—	0	—
		実績	23	—	339	—	0	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	計画	0	—	0	—	0	—
実績		1,847	—	1,476	—	1,797	—	
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画	0	—	0	—	0	—	
	実績	719	—	0	—	0	—	
介護予防支援	計画	11,157	90.3%	11,057	93.8%	11,057	97.6%	
	実績	10,073		10,373		10,794		
合計	計画	90,065	83.1%	89,443	84.8%	89,443	94.3%	
	実績	74,863		75,874		84,351		

: 計画比110%を上回っている

: 計画比90%を下回っている

4 各種調査の概要

本計画の策定にあたり、既存データでは把握困難な高齢者の実態や意識・意向を調査・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、市内在住の高齢者に向けて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

(1) 調査の実施要領

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	対馬市在住の介護保険被保険者で、 要介護認定を受けていない 65 歳以上 の方	在宅で生活され調査期間に要介護 (支援) 認定調査を受けられる方 のうち、更新申請・区分変更申請の方
調査方法	郵送による配布・回収	認定調査員による訪問調査
調査時期	令和 5 年 8 月	令和 4 年 9 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日

(2) 調査数及び回答数

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
配布数	2,000 件	615 件
回答数	1,249 件	615 件
回収率	62.5%	100%

(3) 調査結果利用上の注意

- ・各設問の n = は、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。
- ・2 つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると 100%を超える場合があります。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言や数値等を省略している場合があります。
- ・サンプル数が 30 を下回るものは参考値としてご覧ください。

(4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

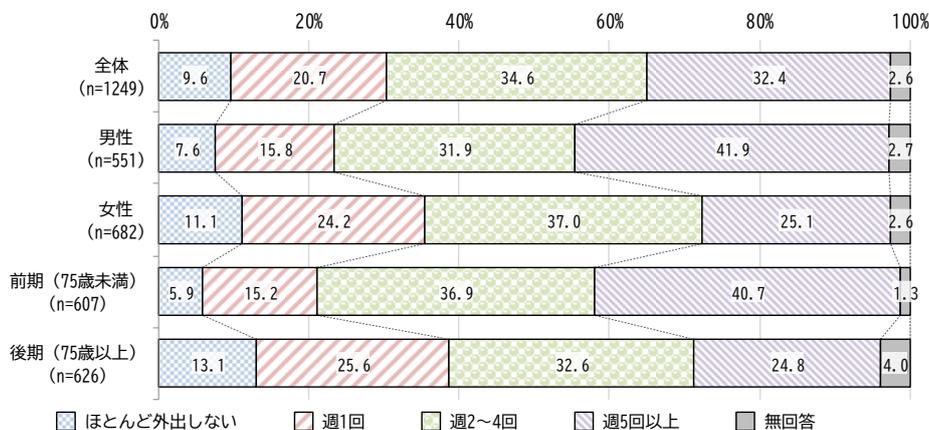
① 週あたりの外出頻度

週に1回以上は外出していますか

外出の頻度については、「週2～4回」が34.6%と最も高く、次いで、「週5回以上」32.4%、「週1回」20.7%となっています。

性別で見ると、男性では「週5回以上」、女性では「週2～4回」が最も高くなっています。

年代別で見ると、前期（75歳未満）では「週5回以上」、後期（75歳以上）では「週2～4回」が最も高くなっています。また、後期（75歳以上）では「ほとんど外出しない」と「週1回」を合わせた割合が4割近くとなっており、前期（75歳未満）と比べて15ポイント以上高くなっています。

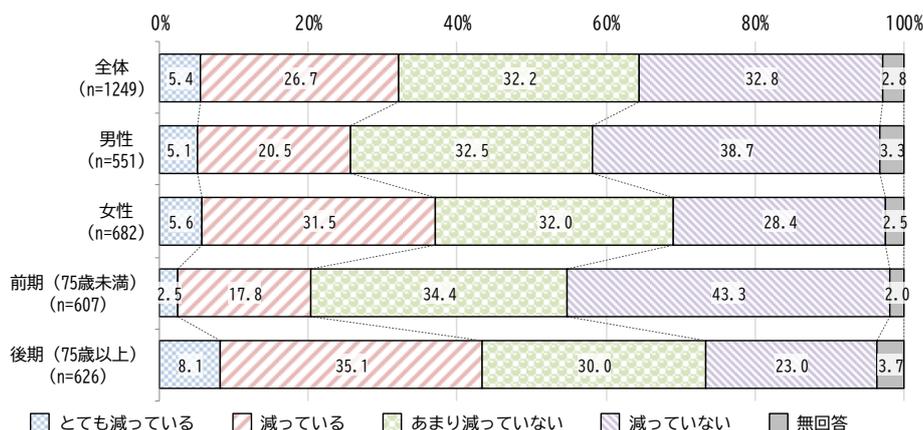


② 昨年と比べて外出の頻度

昨年と比べて外出の回数が減っていますか

全体では「減っていない」が32.8%と最も高く、次いで、「あまり減っていない」32.2%、「減っている」26.7%となっています。

性別で見ると、男性では「減っていない」、女性では「あまり減っていない」が最も高くなっています。また、男性は女性と比べて、「減っている」が低く、「減っていない」が高くなっており、10ポイント以上差が生じています。



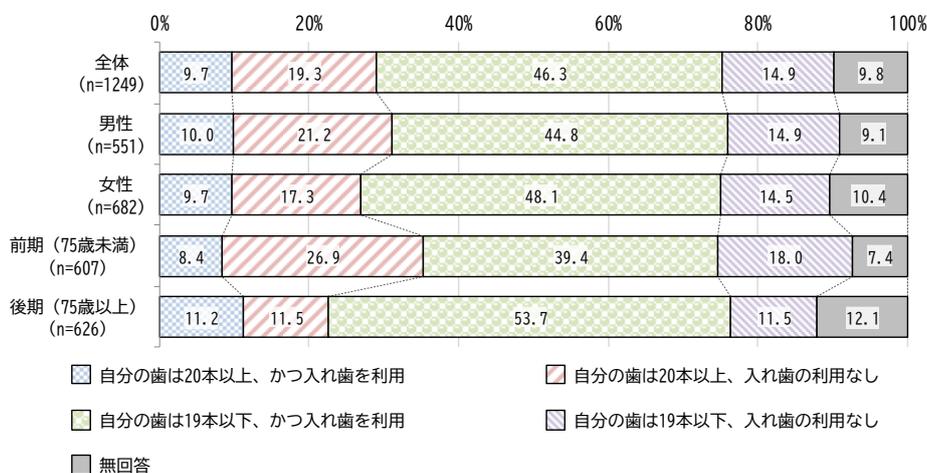
③歯の数と入れ歯の利用状況

歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください

歯の数と入れ歯の利用状況については、「自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用」が 46.3%と最も高く、次いで、「自分の歯は 20 本以上、入れ歯の利用なし」19.3%、「自分の歯は 19 本以下、入れ歯の利用なし」14.9%となっています。

性別では全体の結果と特に大きな差はみられませんでした。

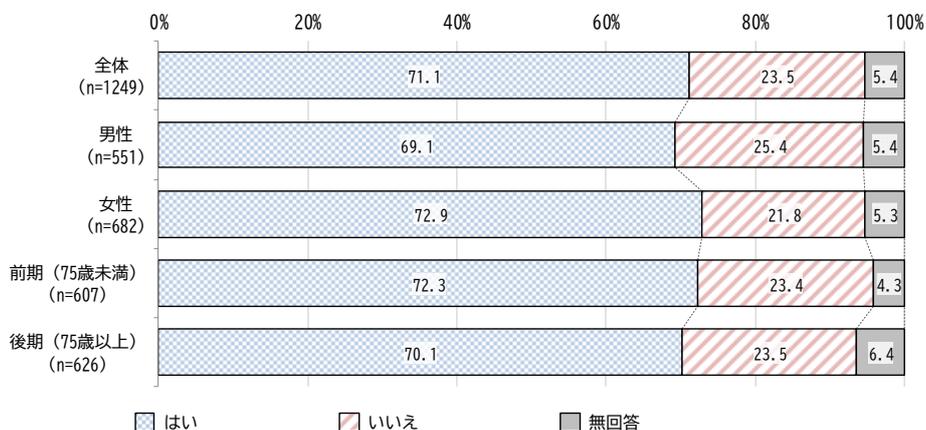
年代別で見ると、いずれも「自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用」が最も高くなっています。また、後期（75 歳以上）では前期（75 歳未満）と比べて「自分の歯は 20 本以上、入れ歯の利用なし」が低く、「自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用」が高くなっており、15 ポイント前後差が生じています。



④歯の噛み合わせについて

噛み合わせは良いですか

噛み合わせは良いか尋ねたところ、「はい」が 71.1%、「いいえ」が 23.5%となっています。性別、年代別ともに全体の結果と特に大きな差はみられず、「はい」が「いいえ」を上回っています。

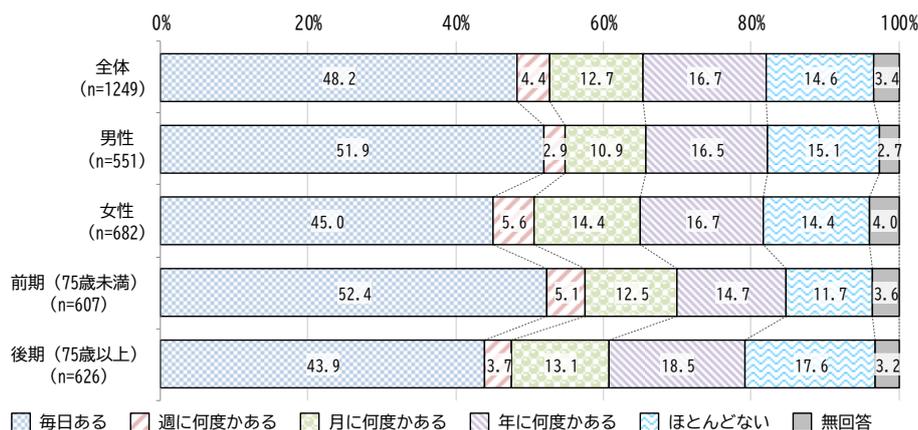


⑤共食の有無

どなたかと食事をともしる機会がありますか

全体では「毎日ある」が48.2%と最も高く、次いで、「年に何度かある」16.7%、「ほとんどない」14.6%となっています。

性別、年代別でも、いずれも「毎日ある」が最も高くなっています。

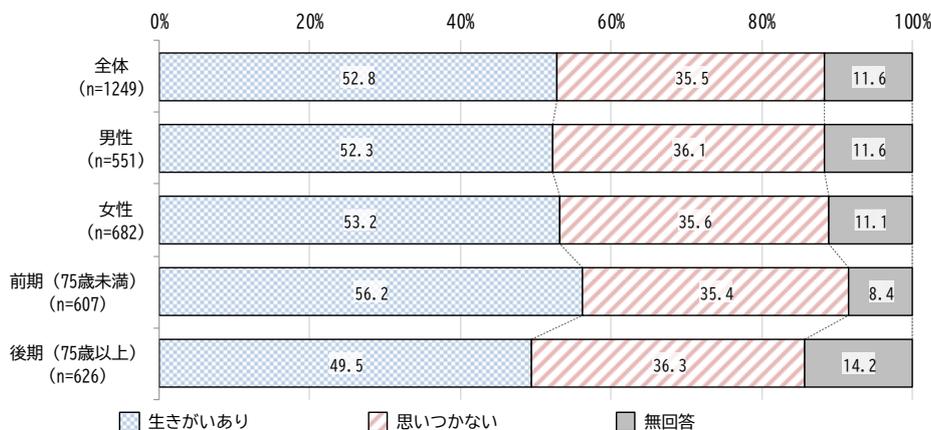


⑥生きがいの有無

生きがいはありますか

全体では「生きがいあり」が52.8%、「思いつかない」が35.5%となっています。

年代別では、前期（75歳未満）と比較して、後期（75歳以上）が「生きがいあり」の割合が低くなっています。

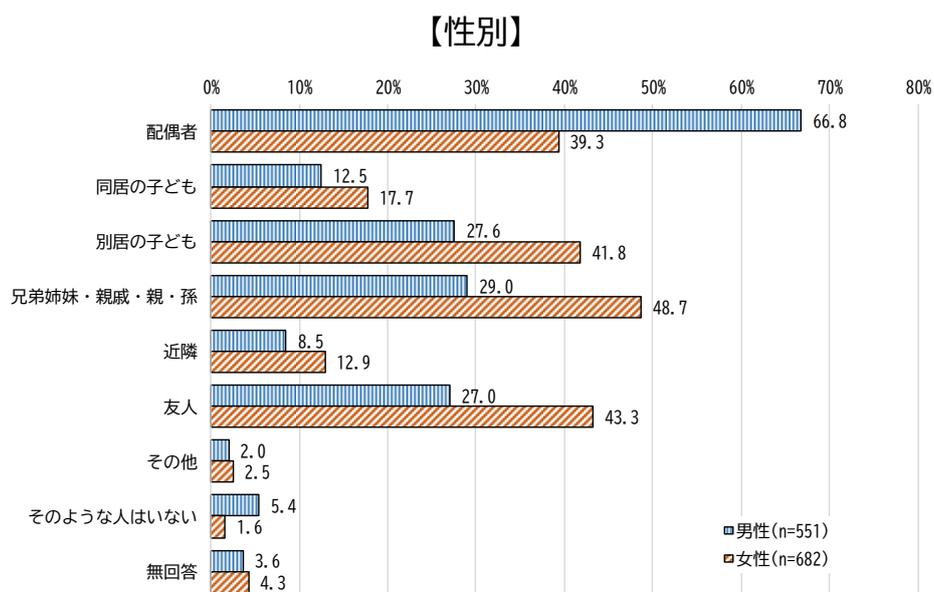
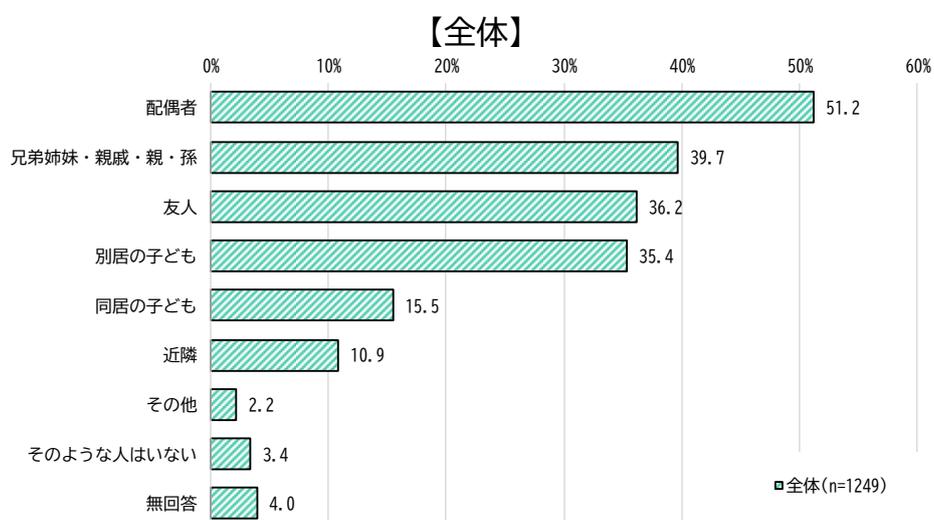


⑦心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人はどなたですか

心配事や愚痴を聞いてくれる人について尋ねたところ、「配偶者」が 51.2%と最も高く、次いで、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」39.7%、「友人」36.2%となっています。

性別でみると、男性では女性と比べて「配偶者」及び「そのような人はいない」が高く、特に「配偶者」は6割を超えており、女性と比べて25ポイント以上高くなっています。それ以外はすべての項目で女性の割合が高く、特に「別居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「友人」では10ポイント以上高くなっています。

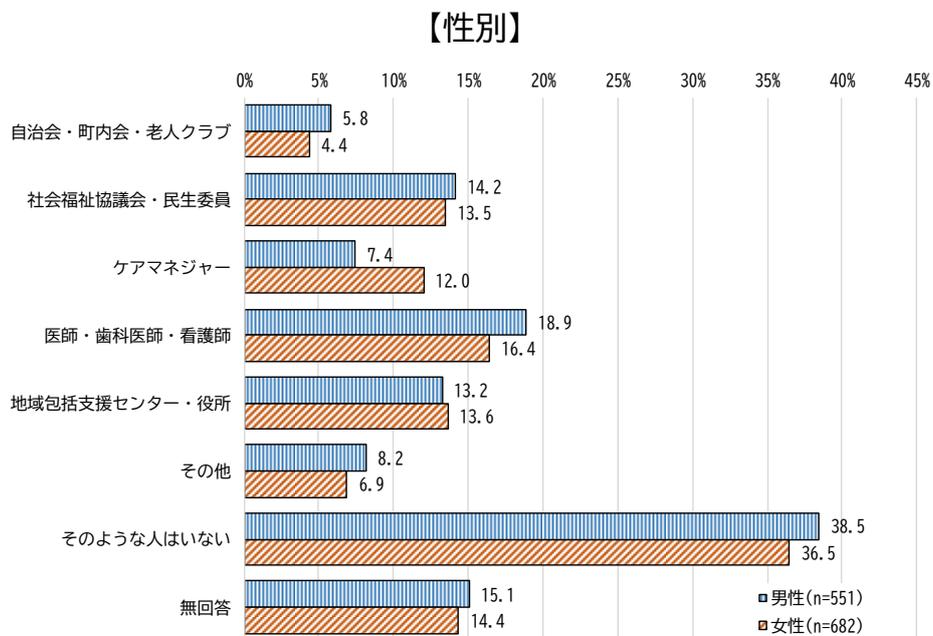
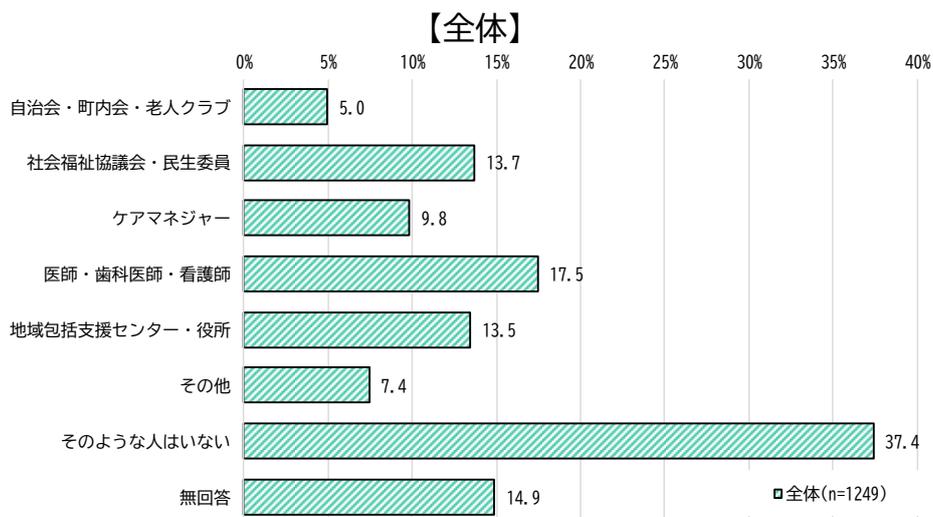


⑧家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください

家族や友人・知人以外での相談相手については、「そのような人はいない」が37.4%と最も高く、次いで、「医師・歯科医師・看護師」17.5%、「社会福祉協議会・民生委員」13.7%となっています。性別でも、「そのような人はいない」が最も高くなっています。

年代別でも、いずれも「そのような人はいない」が最も高くなっていますが、前期（75歳未満）では後期（75歳以上）と比べて10ポイント以上高くなっています。

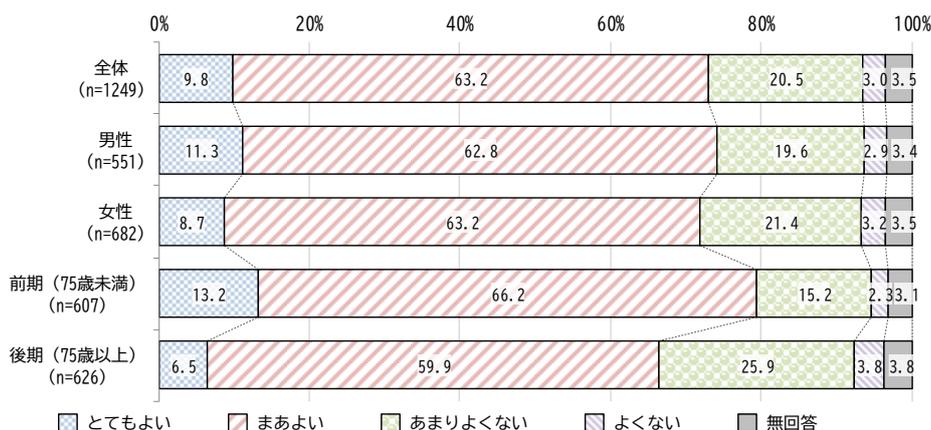


⑨主観的健康観

現在のあなたの健康状態はいかがですか

現在の健康状態については、「まあよい」が63.2%と最も高く、次いで、「あまりよくない」20.5%、「とてもよい」9.8%となっています。

年代別で見ると、いずれも「まあよい」が最も高くなっています。また、後期（75歳以上）では前期（75歳未満）と比べて「あまりよくない」が10ポイント以上高くなっています。

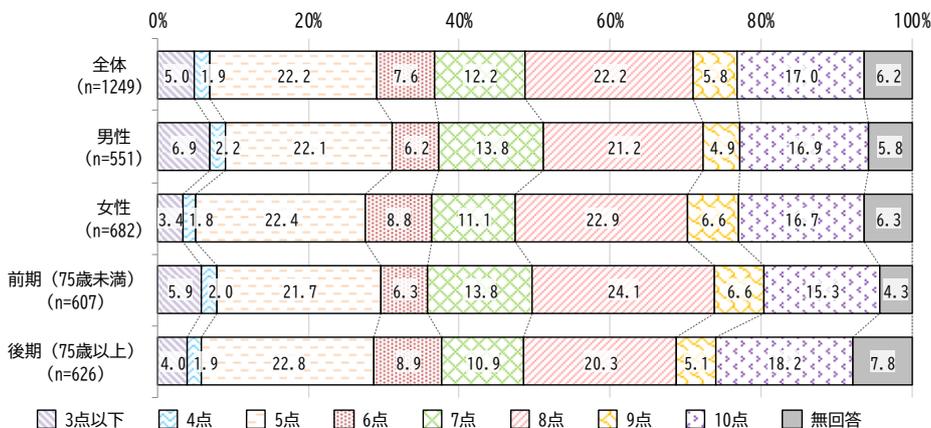


⑩主観的幸福感

あなたは、現在どの程度幸せですか（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点）

心の健康状態を10点満点で表すと、「5点」「8点」がともに22.2%と最も高く、次いで、「10点」17.0%、「7点」12.2%となっています。

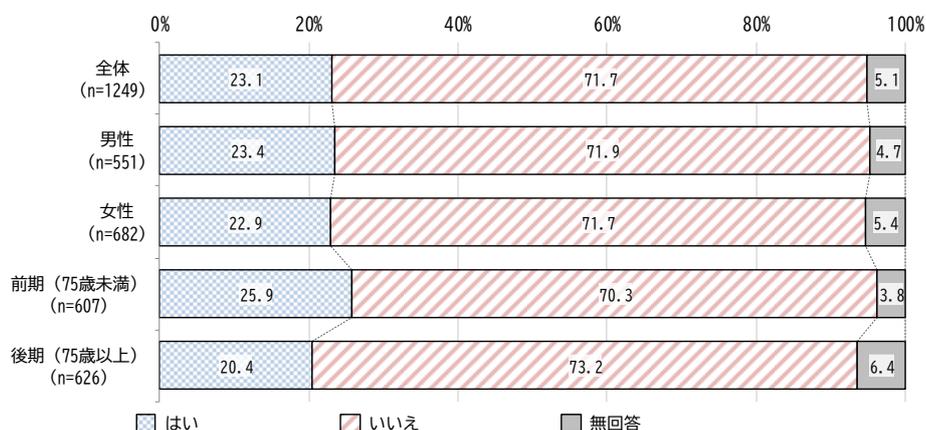
性別、年代別で見ても、いずれも「5点」「8点」が高くなっています。



⑪認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っていますか

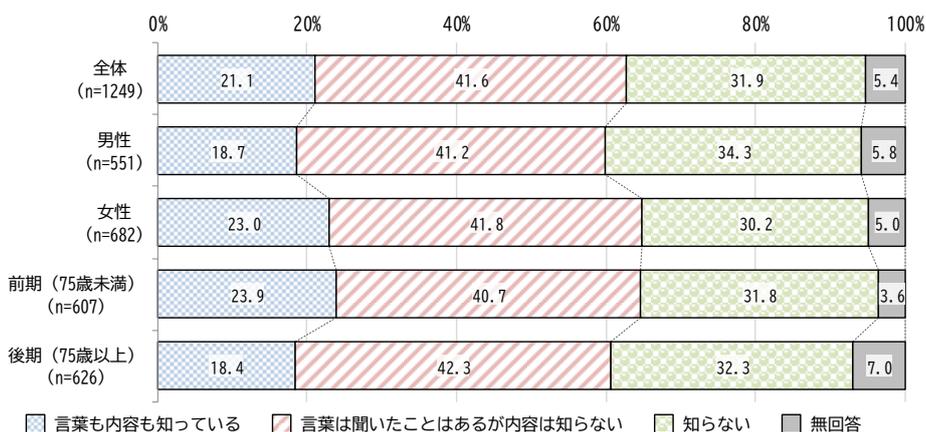
認知症に関する相談窓口を知っているか尋ねたところ、「はい」が23.1%、「いいえ」が71.7%となっています。



⑫地域包括ケアシステムの認知度

地域包括ケアシステムをご存知ですか

地域包括ケアシステムの認知度については、「言葉も内容も知っている」が21.1%、「言葉は聞いたことはあるが、内容は知らない」が41.6%、「知らない」が31.9%となっています。



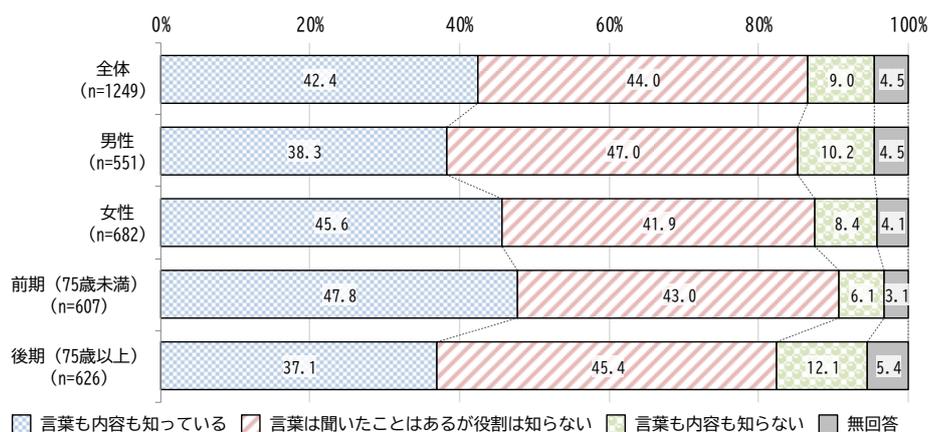
⑬在宅医療という言葉の認知度

在宅医療という言葉をご存知ですか

在宅医療の認知度については、「言葉も内容も知っている」が42.4%、「言葉は聞いたことはあるが役割は知らない」が44.0%、「言葉も内容も知らない」が9.0%となっています。

性別で見ると、男性では「言葉は聞いたことはあるが役割は知らない」、女性では「言葉も内容も知っている」が最も高くなっています。

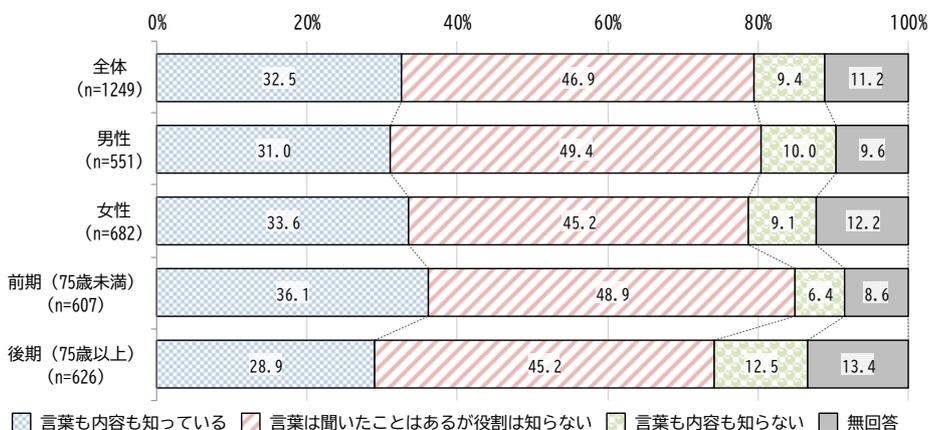
年代別で見ると、前期（75歳未満）では「言葉も内容も知っている」、後期（75歳以上）では「言葉は聞いたことはあるが役割は知らない」が最も高くなっています。



⑭在宅介護サービスという言葉の認知度

在宅介護サービスという言葉をご存知ですか

在宅介護サービスの認知度については、「言葉も内容も知っている」が32.5%、「言葉は聞いたことはあるが役割は知らない」が46.9%、「言葉も内容も知らない」が9.4%となっています。



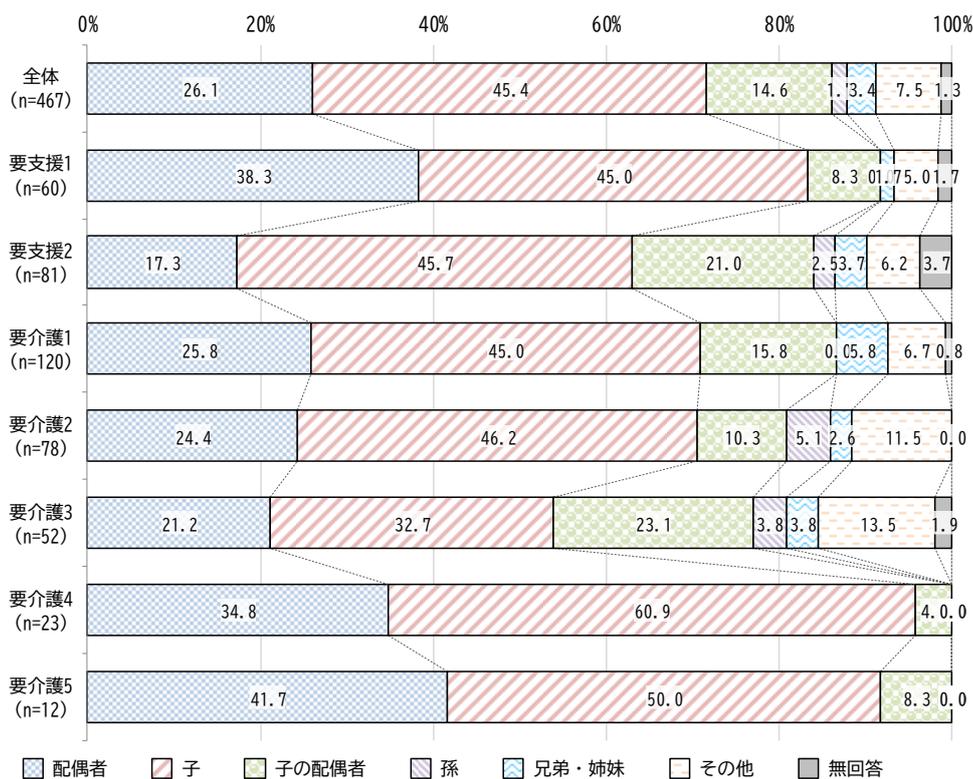
(5) 在宅介護実態調査の結果

① 主な介護者

主な介護者の方は、どなたですか

主な介護者については、「子」が45.4%と最も高く、次いで、「配偶者」26.1%、「子の配偶者」14.6%となっています。

認定区分別でみると、いずれも「子」が最も高く、特に要介護4では6割を超えています。

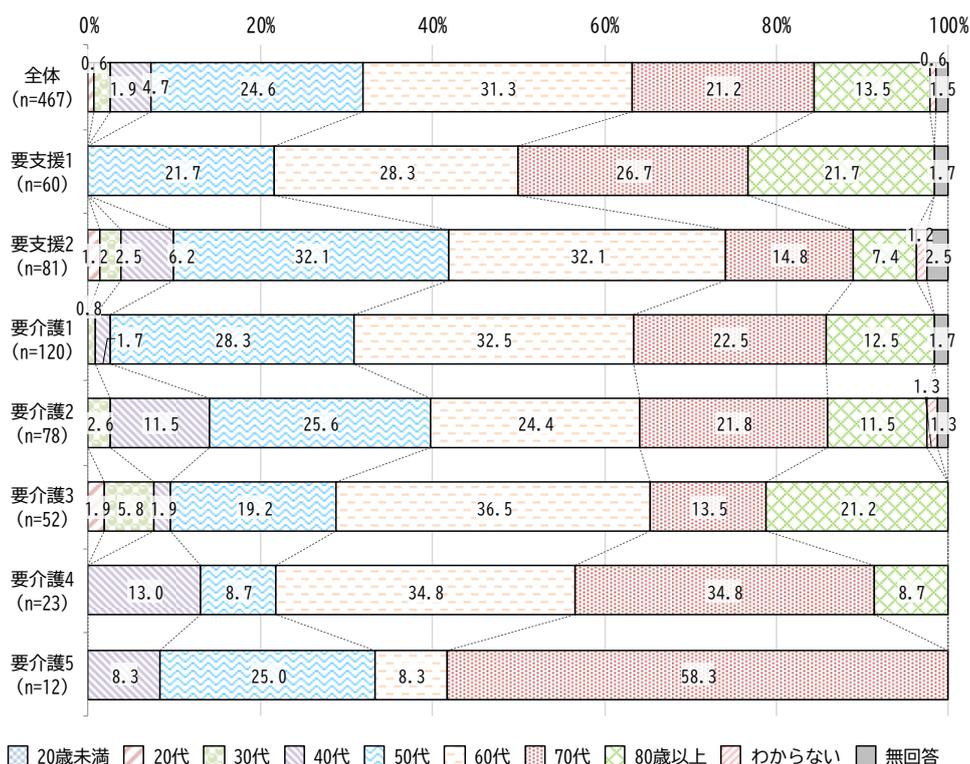


②主な介護者の方の年齢

主な介護者の方の年齢について、ご回答ください

主な介護者の年齢については、「60代」が31.3%と最も高く、次いで、「50代」24.6%、「70代」21.2%となっています。

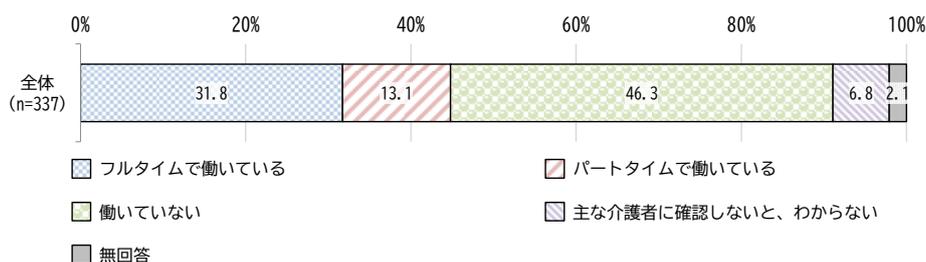
認定区別でみると、要支援1、要介護1、要介護3では「60代」、要介護2では「50代」、要介護5では「70代」が最も高くなっています。また、要支援2では「50代」「60代」、要介護4では「60代」「70代」が同率で最も高くなっています。



③主な介護者の方の現在の勤務形態

主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください

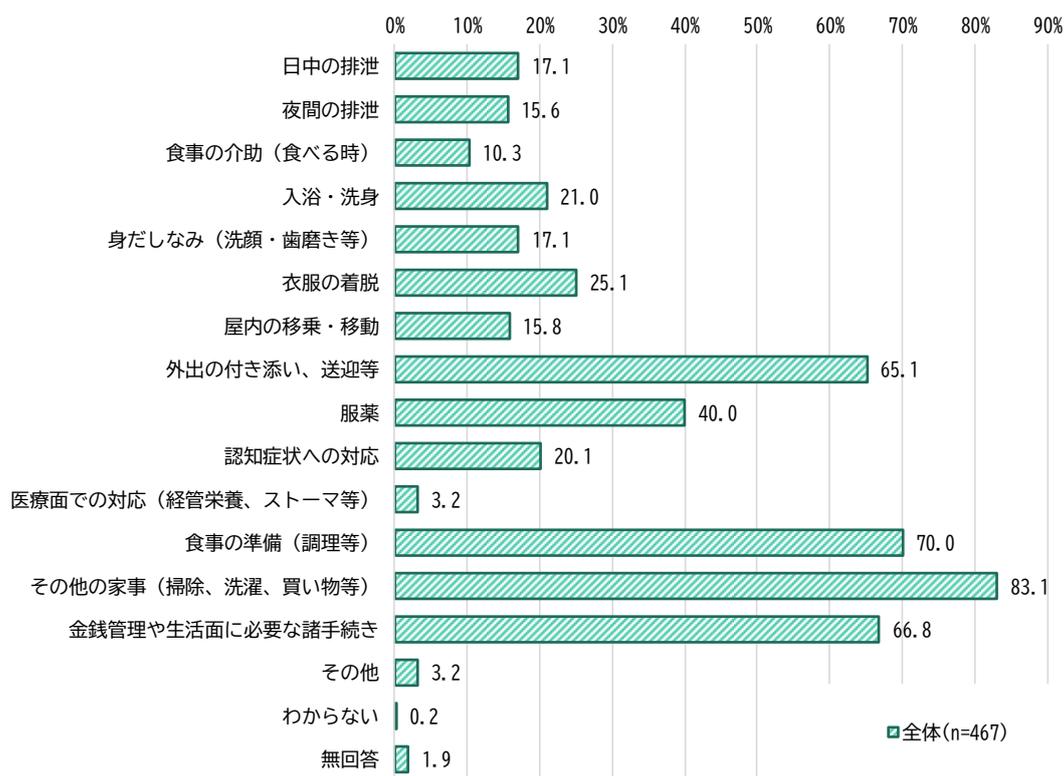
主な介護者の現在の勤務形態については、「働いていない」が46.3%と最も高く、次いで、「フルタイムで働いている」31.8%、「パートタイムで働いている」13.1%となっています。



④現在、主な介護者の方が行っている介護等の内容

現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください

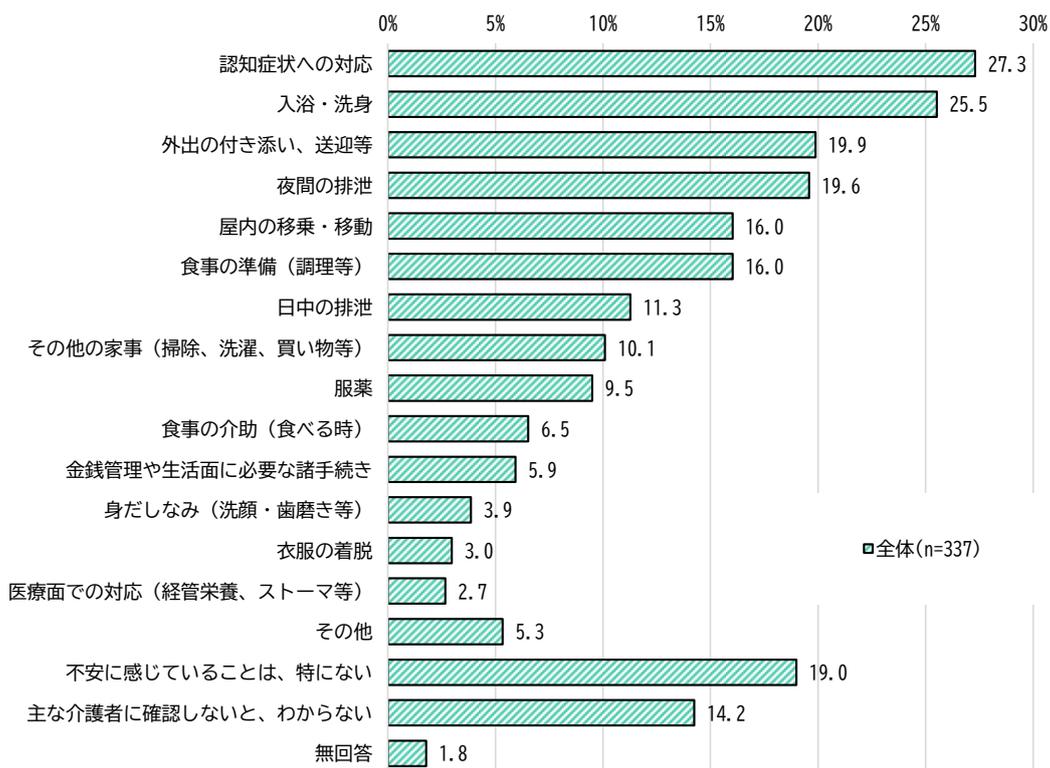
主な介護者が行っている介護等については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が83.1%と最も高く、次いで、「食事の準備（調理等）」70.0%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」66.8%となっています。



⑤主な介護者の方が不安に感じる介護等の内容

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）

現在の生活を維持していくにあたり不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が27.3%と最も高く、次いで、「入浴・洗身」25.5%、「外出の付き添い、送迎等」19.9%となっています。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 計画の基本理念

第8期計画においては、基本理念として新たに「みんなでつくろう！いつまでも安心して健やかに暮らせる島 対馬」を掲げ、本市で暮らす高齢者に向けた様々なサービスや支援を推進してきました。

今後、更なる少子高齢化の進行が予測される中、本市においても高齢者の更なる増加に伴い、介護や医療を必要とする高齢者も更に増加していくことが予想されます。

そのような高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活していくためには、本市の様々な主体が連携を深めながら、地域包括ケアシステムの更なる強化と地域共生社会の実現を目指して取組を推進していくことが必要です。

これらを踏まえ、第9期計画においても、第8期計画の基本理念である「みんなでつくろう！いつまでも安心して健やかに暮らせる島 対馬」を継承し、本市の高齢者が、住み慣れた地域で安全・安心に、本人の希望が最大限に尊重されて生活していくことができるよう、基本理念の達成に向けて様々なサービスや支援の更なる充実を図ることとします。

【基本理念】

**みんなでつくろう！
いつまでも安心して健やかに暮らせる島 対馬**

2 計画の基本目標

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように、本計画では包括的なケア体制の更なる充実を目指し、これまでの取組を継続して推進していくとともに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年及び団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えて様々な取組を推進します。

また、地域での生活を希望する高齢者への支援を充実するために、今後も医療・福祉・介護の連携強化を推進します。

更に、支援を必要とする高齢者の多様なニーズに対応するためには、地域の課題を把握・共有し、地域住民と連携・協力して支援を充実することが重要であることから、地域ケア会議を中心として協議を行い、更なる支援の充実を図ります。

(2) 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り生涯にわたり、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、自立支援・重度化防止に向けた、自分にあった健康の保持増進や介護予防に取り組むことができる環境づくりを推進します。

市民や事業者等の地域全体への介護予防・自立支援に関する普及啓発、介護予防の通いの場の拡大、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上・低栄養防止に係る活動の推進、多職種協働による自立支援型地域ケア会議の開催、自立支援型ケアマネジメントによる重度化防止等に積極的に取り組むとともに、医療・介護・健康づくり部門の庁内連携を密にし、介護予防と保健事業の一体的な実施を推進していくことで、高齢者のQOL（生活の質）を可能な限り向上させ、生涯現役でいることができる地域の実現を目指します。

(3) 認知症施策の推進

今後の急速な高齢化に伴い、認知症の高齢者は更に増加していくことが見込まれています。

このような中、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和5年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、通称「認知症基本法」が成立しました。認知症施策を推進することによって、認知症の人を含めた国民一人ひとりが、個性や能力を発揮して、互いに尊重し、支え合いながら生きていける活力ある共生社会の構築を目指します。

(4) 高齢者の生活支援の充実

介護を必要とする高齢者や一人暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくことができるよう、相談・支援体制を強化するとともに、生活支援コーディネーターを通して、自治会や民生委員、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援を担う協働体制の構築及び充実・強化を図り、地域の支え合いや助け合いにより、要介護状態になっても高齢者が生活を継続できる地域の実現を目指します。

併せて、関係機関が連携して、高齢者の虐待防止や災害及び感染症に対する支援を進めるなど、高齢者を取り巻く多様な課題に対して、関係機関や地域、医療などの専門機関等が相互に連携して対応できる体制整備を推進します。

(5) 高齢者の積極的な社会参加の推進

高齢者の社会参加活動は、高齢者の生きがいづくりのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献等にも繋がります。高齢者の社会参加が進み、高齢者が地域活動の担い手となることは、地域づくりの観点からも大変重要です。

このことから、高齢者が住み慣れた地域において、いきいきと暮らしていくことができるよう、高齢者の社会参加などの機会の充実を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を活かしながら、生きがいを持って暮らすことができるように、高齢者の就労機会を拡大するための取組を推進します。

(6) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び質の向上と業務効率化

介護を必要とする高齢者の増加により、介護保険サービスに対するニーズが増加し続けている一方、現役世代人口の減少や他産業との待遇格差等による介護人材不足が全国的に発生しており、介護保険サービスの提供体制の確保は容易ではない状況にあります。

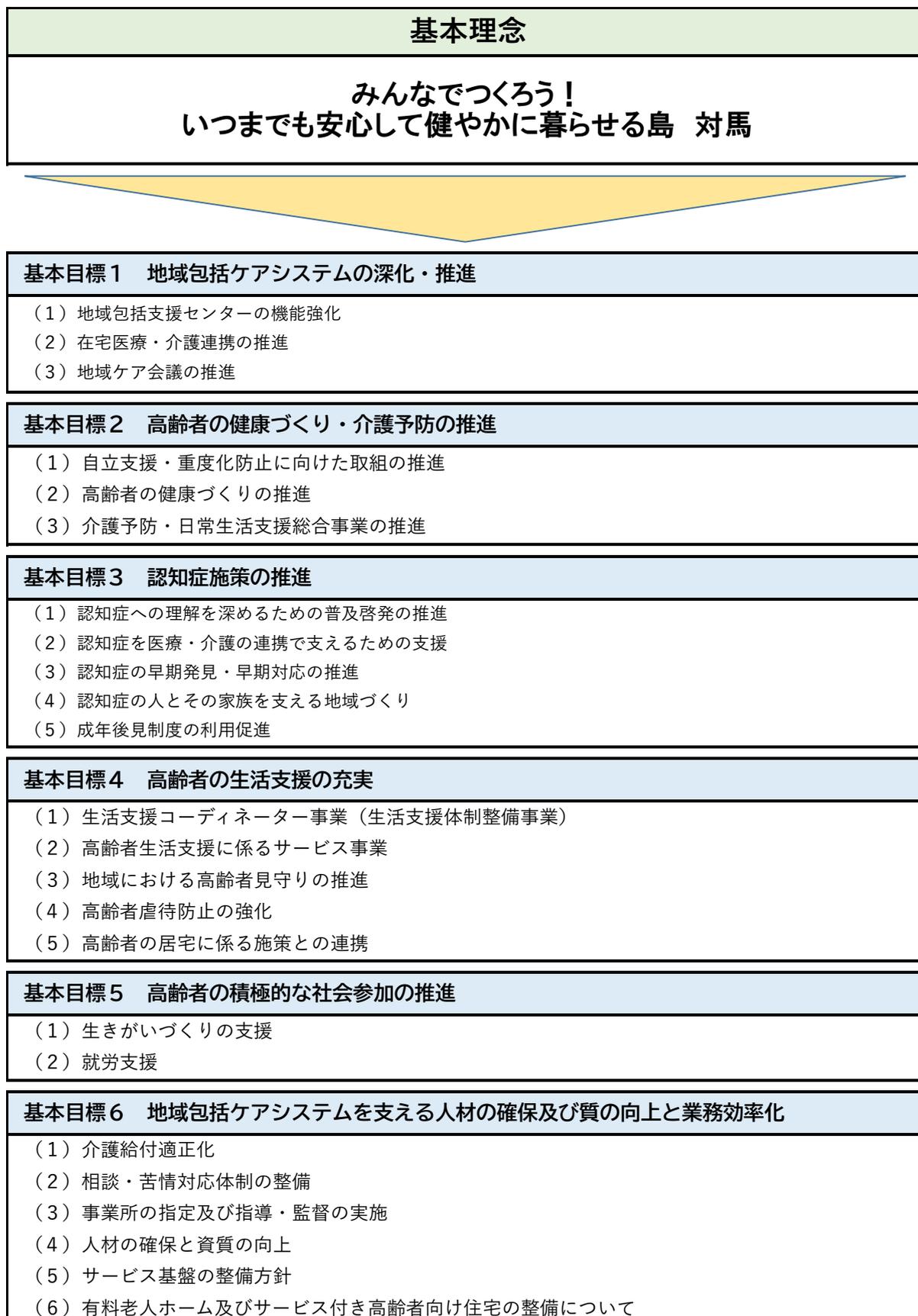
また、近年の災害発生状況や感染症の流行等を踏まえ、介護保険サービス利用者の安全確保を図るとともに、介護保険サービスの提供が途切れることがないように、災害や感染症に対する備えを強化していく必要があります。

介護人材不足対策については、国が推し進める介護現場における介護ロボットやICTの活用等による業務の効率化、多様な人材の活用等による人材確保に関する動向を注視しながら、本市における取組の実施について検討していくとともに、介護人材の確保等に資する国や県等が行う各種事業の事業所等に対する周知や、介護人材育成のための本市独自の研修会開催、資格取得支援、外国人介護人材確保等の取組を推進します。

また、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるため、介護保険サービスの質と量を確保し、介護給付の適正化や文書負担軽減（電子申請・届出システム）の推進など、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

災害・感染症対策については、国が定めた指針等を踏まえ、保健所や協力医療機関、事業所等と連携を図りながら、災害発生や感染症の流行等により、介護保険サービス利用者の安全が脅かされたり、介護保険サービスの提供が途切れたりすることがない体制づくりに努めます。

3 計画の体系



第4章 施策の展開

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されるものです。

①地域包括支援センターの周知

【取組内容と現状】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護保険制度や在宅サービス等、高齢者の身近な総合相談窓口としての地域包括支援センターのパンフレットの配布、各種研修会での情報提供、市広報誌やケーブルテレビの活用などにより市民への周知を図っています。また、地域ケア会議等の各種会議で関係機関や民生委員等との協働による相談支援体制の構築を図っています。

【今後の方向性】

市民や関係機関への周知活動を継続し、多職種・他業種の連携を深め、地域包括支援センターの更なる周知を目指します。

②地域包括支援センターの体制強化

【取組内容と現状】

国の人員配置基準にある保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職等を計21名配置しています。近年の困難ケース増加に対応するために、コロナ禍においても、WEB研修等により専門性を高め、市内事業所等とも連携を推進しました。

また、地域包括支援センターが実施する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、業務の一部を地域の居宅介護支援事業所に委託し実施していますが、事業所閉鎖や職員の退職により委託できる件数が減少しています。今後、地域包括支援センターで人員を確保し、体制を強化していく必要があります。

【今後の方向性】

関係機関及び関係専門職等との協働による地域住民の保健、医療の向上及び福祉の増進を一体的に実施する役割を担う中核拠点としての機能を更に充実していくとともに、地域におけるネットワーク等の連携拠点として、より一層その役割や機能が果たせるよう、適正な人員確保に努めるなど体制の強化に努めます。また、家族介護者への支援を含め、複雑化した支援ニーズに対し、多機関と連携した適切な支援を行います。

③地域包括支援センターの適正な運営

【取組内容と現状】

介護給付担当部署と地域包括支援センターが組織改正により1つの部署として整備されたことで、介護サービス事業者等とより連携した、住民に寄り添った柔軟な対応が可能となりました。また、市全体及び地域全体で自助・互助・共助・公助を組み合わせたケア体制を整備する「地域ケア推進会議」の役割を地域包括支援センター運営協議会に加え、地域包括ケアシステム推進の中核的な協議会としました。

【今後の方向性】

地域包括支援センター業務の精査や運営協議会による点検・評価により、適正な運営状況を確保します。

また、業務の増加に対応することができるよう、適正な人員の確保に努めます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方が必要となった高齢者が人生最期の時まで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるためには、一体的で、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することが重要となります。そのために、医療機関と介護事業所等の関係機関との協働・連携の推進を図ります。

①地域の医療・介護に関する周知

【取組内容と現状】

地域の医療機関、介護事業所の情報を把握・整理し、医療や介護が必要になっても、在宅で療養することができることをホームページ・市広報誌等で周知しています。

【今後の方向性】

市内の限られた資源の中で、より多くのニーズに応えることができるよう、市内の医療機関や介護事業所等の情報の把握に努め、相談窓口等がわかりやすいように市民へ周知していきます。

②在宅医療・介護連携の課題抽出

【取組内容と現状】

在宅医療及び介護を一体的に提供する体制構築に係る方策等が検討されている長崎県対馬病院主催の「対馬病院地域連携連絡会」や、月1回の長崎県対馬病院との定例会議等により、在宅医療・介護連携の課題等について、関係者間での情報共有、意見交換を実施しています。

【今後の方向性】

各種調査や関係機関等に寄せられる相談内容を分析するなど、市民のニーズの把握や関係機関が抱える課題等を明確化していきます。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進**【取組内容と現状】**

関係者間の情報共有や課題解決策の検討を行う地域ケア会議を開催しています。

また、情報共有ツール（対馬版ケアパス・お口の連携パス）を運用し、長崎県対馬病院等関係機関との連携により、提供体制の構築を進めています。

【今後の方向性】

地域ケア会議を開催し、関係者間の情報共有や課題解決策を検討する場を活用していきます。また、地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、利用可能なデータ等から現状を把握しながら、在宅医療・介護サービス実績等を元にした経年的な進捗状況等の評価を行っていきます。

その中で、市内の限りある医療・介護資源を有効活用し、可能な限り市民の希望に沿った在宅医療と在宅介護を提供するために、ICT活用の検討を含めた在宅医療と介護サービスの提供体制づくりを検討していきます。

④在宅医療・介護連携に関する相談支援**【取組内容と現状】**

在宅医療・介護連携事業の実績は、令和3年度が相談者数：3,790人（5,343件）、令和4年度が相談者数：5,320人（7,169件）と増加しています。また長崎県対馬病院内に相談窓口として「長崎県対馬病院地域医療連携室」が整備され、相談しやすい体制が整い、認識の広まりとともに市民への相談支援や関係機関との迅速な連携体制を構築しています。

【今後の方向性】

長崎県対馬病院地域医療連携室において実施している相談事業の周知を行うとともに、在宅医療や介護の相談窓口の周知や必要な情報の発信を推進していきます。

⑤地域住民への普及・啓発

【取組内容と現状】

住民向け口腔セミナーをはじめ各種研修会に併せて、在宅医療・在宅介護に関する周知を行いました。また、自分のこれからの希望や生き方について自分の考えを文字で記し、家族や主治医などの支えとなる人と話して伝えることができる手帳「元気なうちから手帳」を作成し、市民公開講座やケーブルテレビで周知を行いました。推進体制として、令和3年度より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の実施に関し、関係者間で連携しながら、介護予防に取り組んでいます。

【今後の方向性】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「在宅医療」についての認知度は約4割、「在宅介護サービス」の認知度は3割にとどまっていました。今後は更なる周知を行い、「在宅医療」や、「在宅介護サービス」への市民の理解を深めるとともに「元気なうちから手帳」の普及、理解及び活用の促進を図ります。また、健診・医療・介護関係者が連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、介護予防とQOL維持に取り組んでいきます。

(3) 地域ケア会議の推進

国においては、地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく手法の一つである地域ケア会議の開催を推奨しています。地域ケア会議には①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能の5つの機能が期待されています。

個別事例ごとに開催する会議、日常生活圏域ごとに開催する会議、市町村・地域全体で開催する会議で自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域のケア体制を整備するものとされています。

【取組内容と現状】

個別事例ごとに開催する地域ケア個別会議は、令和3年度に自立支援型9件、困難型2件、令和4年度に自立支援型10件、困難型4件、令和5年度は自立支援型10件、困難型2件を開催しました。日常生活圏域ごとに開催する地区ケア会議は、令和3年度に北、中、南圏域ごとに実施し、令和4年度は体制の整備のため開催を見送りました。市町村・地域全体で開催する地域ケア推進会議は、新型コロナウイルスの感染拡大防止により令和3年度の開催は見送り、令和4年度に書面会議により開催しました。

令和5年度より地域ケア会議（個別、地区、市全域）の体制の変更を行い、生活支援体制整備事業における第2層協議体を地区ケア会議とし、第1層協議体を市全域地域ケア会議とし、地域包括支援センター運営協議会に地域ケア推進会議の役割を加え、個別・地域の課題把握、課題の整理、対応、地域づくり・資源開発政策形成へと繋げる体制を整備しました。

【今後の方向性】

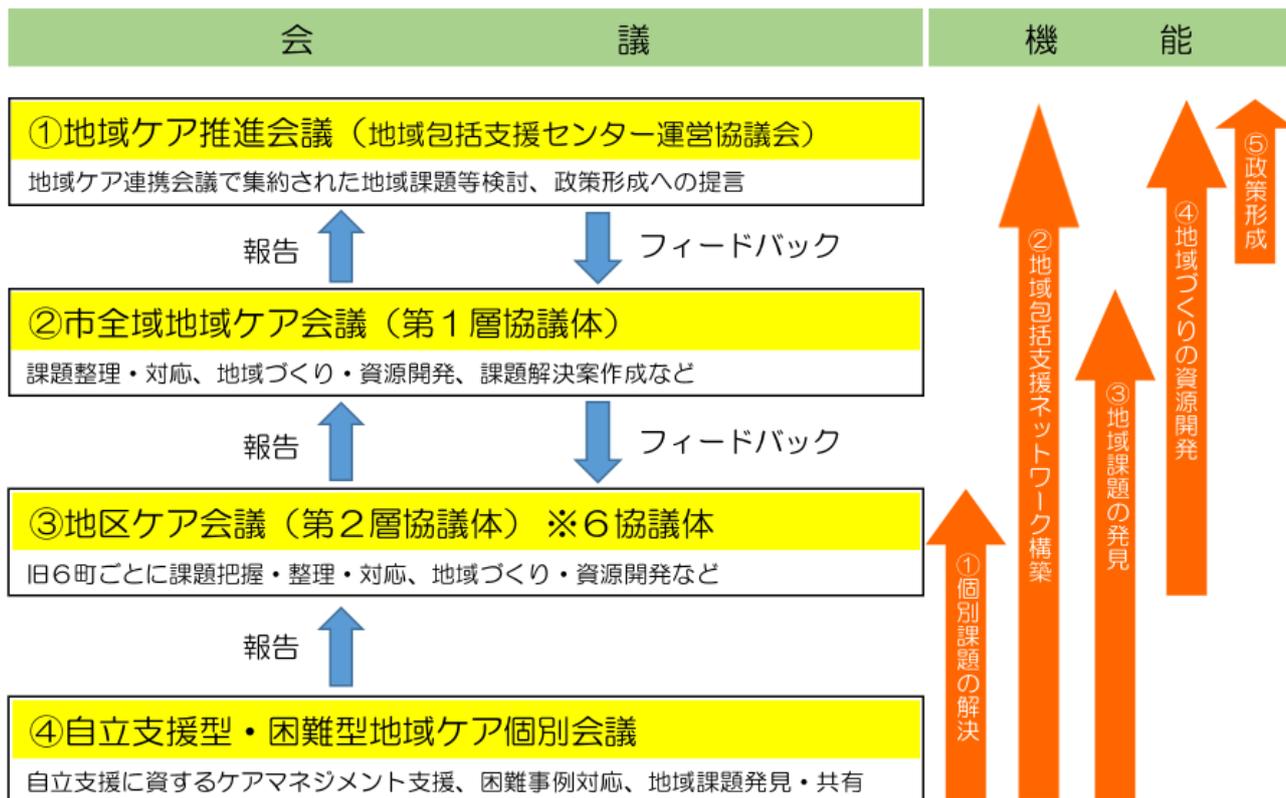
地域ケア会議の種類に応じてそれぞれ次のとおり開催し、個別・地域の課題把握、課題の整理、対応、地域づくり・資源開発政策形成を目指します。

	会議名	開催回数
開催計画	地域ケア推進会議 (地域包括支援センター運営協議会)	1回/年
	市全域地域ケア会議 (第1層協議体)	2回/年
	地区ケア会議 (第2層協議体)	2回/年 (旧町毎に年2回開催)
	自立支援型地域ケア個別会議	圏域ごとに2回/年 (1回あたり複数ケース対応)
	困難型地域ケア個別会議	随時

地域ケア会議推進事業

○地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくための一つの手段である。

実施時期 令和5年度～



①～④までの会議を支援・助言する会議

⑤地域連携連絡会議^{注1}・医療介護連携会議^{注2}
 在宅生活を支える医療と介護の連携を推進するための会議

⑥地域包括支援センター専門部会
 地域包括支援センター職員による各種専門部会、課題解決のための検討

⑦生活支援コーディネーター連携会議
 生活支援コーディネーター、社協、行政による事業連携会議



注1：地域連携連絡会議…対馬病院の地域連携室が主催している会議。年1回開催。

注2：医療介護連携会議…対馬市と対馬病院の地域連携室が実施している会議。月1回開催。

2 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

(1) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢になっても住み慣れた地域で、尊厳をもっていきいきと自分らしい生活を送るためには、要支援・要介護になることを遅らせ、重度化を防ぐ取組が重要です。高齢期の早い段階でフレイル（加齢に伴う筋力低下や低栄養によって、心身の機能が低下し弱った状態）に気付き、進行を防ぎ、あるいは回復できるよう、フレイル予防（運動・口腔・栄養）のためのイベント等に多くの高齢者の参加を促し、高齢者の健康づくり・介護予防の取組を積極的に進めていきます。

①自立支援・重度化防止に向けた意識の普及・啓発

【取組内容と現状】

自立支援型地域ケア個別会議の研修会を開催し、高齢者の自立支援及び重度化防止の必要性を理解し、自ら主体的に活動できるよう介護予防活動の普及・啓発を行いました。

【今後の方向性】

今後も、高齢者が自立支援及び重度化防止の必要性を理解し、自ら主体的に活動できるよう介護予防活動の普及・啓発を行います。また、運動機能の低下や閉じこもり傾向にある高齢者が多い地域の把握や外出控えの理由などについて介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等を分析し、効果的な普及・啓発の方法を検討します。また、関係機関等とも協力しながら、今後も自立支援・重度化防止に向けた研修会を開催します。

②自立支援型ケアマネジメントの推進

【取組内容と現状】

自立支援型ケアマネジメントとは、要支援者等が有している生活機能の維持・改善を図るため、本人の意欲を高めながら目的指向型の計画を作成し、自立を目指すケアマネジメントの手法です。

本市では自立支援型ケアマネジメント（多職種協働ケアマネジメント）の一つの方法である自立支援型地域ケア個別会議の開催を推進しています。また、ケアマネジメントの質の確保が重要であることから、包括的・継続的ケアマネジメントや地域ケア会議を通じ、ケアマネジャーの実践力を高めるための支援を行っています。

更に、研修会等を通じ、自立支援型ケアマネジメント、地域ケア会議運営に必要な知識・技術習得の機会の確保・提供を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、関係者を対象に研修会等を通じて自立支援型ケアマネジメントや自立支援型地域ケア個別会議に必要な知識、技術習得の機会を確保、提供するとともに、自立支援型ケアマネジメントのより一層の普及に努めます。

(2) 高齢者の健康づくりの推進

生活習慣病を中心とした疾病構造へ変化している中、生活習慣病を予防するとともに、高齢期においても生活の質（QOL）を維持しながら、障がいの少ない生活を送り、健康寿命を延ばすためには、運動や口腔ケア、食生活等の正しい生活習慣を身につけ、健康管理に留意するなど、生涯を通じた健康づくりが重要です。

「健康つしま 21 計画」との整合性を取りつつ、健康寿命の延伸を目指して、市民が健康に関する正しい知識に基づき主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、市民の健康データに基づく健康課題の抽出とその周知を行い、保健事業と一体となった、きめ細やかな支援を実施していきます。

①健康教育・健康相談の充実

【取組内容と現状】

自治会や老人クラブ等と連携しながら、身近な地域での健康教育・健康相談の充実を図り、令和3年度、令和4年度ともに24回開催しました。また高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的実施における取組においては、関係各課（健康増進課・長寿介護課・南地区保健センター・北地区保健センター）が連携し、通いの場の高齢者に対してフレイル予防（運動・口腔・栄養）に関する健康教室や体力測定等を行い、経時的に体重や握力等の変化について評価を行いました。

【今後の方向性】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果や医療・介護データ分析等を踏まえて、運動機能の低下や閉じこもり傾向の方が多い高齢者がいる地域の把握や実情等に合わせて普及・啓発の方法を検討します。また、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的実施における取組において、より一層関係各課（健康増進課・長寿介護課・南地区保健センター・北地区保健センター）が連携し、通いの場を活用した健康教育・相談等を引き続き行います。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うため「介護予防・生活支援サービス事業」及び「一般介護予防事業」を推進していきます。

①介護予防・生活支援サービス事業

【取組内容と現状】

予防給付型訪問サービス及び予防給付型通所サービスは継続して実施していますが、生活支援型サービス及び短期集中型サービスは、サービス提供を行う事業所がなく、利用を希望する方もいないことから、現在までにサービス提供の実績はありません。また、住民主体型のサービスとして、住民主体型訪問サービス(B型)、住民主体型通所サービス(B型)及び訪問型サービスD(移動支援)の構築を進めましたが、サービス提供を行う事業所がなく、現在までにサービス提供に至っていません。

【今後の方向性】

予防給付型訪問サービス及び予防給付型通所サービスを継続して実施するとともに、住民主体型のサービスに関して普及啓発を推進し、サービス提供事業所の確保に努めます。

	実績		見込	第9期見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付型訪問サービス	69	63	60	60	59	58
予防給付型通所サービス	319	300	298	296	295	290

単位：人（1月あたり）

②一般介護予防事業

【取組内容と現状】

①介護予防把握事業、②介護予防普及啓発事業、③地域介護予防活動支援事業、④地域リハビリテーション活動支援事業の4事業を実施し、健康教育、市民公開講座、ケーブルテレビ等での介護予防の普及啓発や介護予防自主活動団体の育成・支援を行いました。

【今後の方向性】

介護予防自主活動団体において、活動メンバーの高齢化やリーダーの担い手不足等が課題となっており、参加しやすい環境づくりや高齢者が主体的に介護予防活動を継続できるよう支援を行います。また、高齢者が介護予防に対する意識を高め、心身機能の低下を予防できるような活動が行えるように、ケーブルテレビ等を活用して、介護予防の必要性について普及・啓発を行います。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防自主活動団体数	54	49	49	50	51	52

単位：団体

3 認知症施策の推進

高齢者が、要介護状態等になっても、その人らしく尊厳を持って安心して暮らしていくためには、今後も増え続けることが予想される認知症高齢者等への対応が急務となっています。

認知症基本法を踏まえて、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けることができる共生社会の実現を目指します。

(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進

【取組内容と現状】

認知症について正しく理解し、地域や職域で認知症の人や家族を見守り、手助けする認知症サポーター養成講座を平成20年度より実施しています。また、認知症の早期発見や総合相談窓口である地域包括支援センターについて周知するとともに、市広報誌やケーブルテレビ、市のホームページ等様々な情報媒体を用いて、認知症についての情報発信を行っています。

【今後の方向性】

学生（小学生・中学生・高校生）を含む市民を対象とした、認知症サポーター養成講座を実施するとともに、すでに認知症サポーター養成講座を受講した方への認知症サポーター・ステップアップ講座を開催し、認知症への更なる理解を促進していきます。また、相談窓口である地域包括支援センターについての周知と、市広報誌やケーブルテレビ、市のホームページ等様々な情報媒体を用いて、認知症についての情報発信を継続していきます。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座受講者数(実人員)	26	412	200	200	200	200

単位：人

(2) 認知症を医療・介護の連携で支えるための支援

【取組内容と現状】

医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族からの相談業務を担う、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症に関する相談体制を整備しています。認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるよう認知症の進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護・福祉サービスを受けたらよいかをわかりやすく説明した認知症ケアパスの活用を推進しています。

【今後の方向性】

今後も地域の関係機関との連携に努め、認知症の疑いがある人やその家族への相談支援に努めていきます。

認知症ケアパスについては、内容の点検を行いながら広く関係機関に周知してまいります。

(3) 認知症の早期発見・早期対応の推進

【取組内容と現状】

困難ケースである認知症の人やその家族に、早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター内に配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しました。同時進行として、関係機関との支援体制が整備されたこともあり、令和4年度からは「認知症初期集中支援チーム」の介入に至るまでのケースは、発生していません。その他、長崎県対馬病院の「もの忘れ外来」の周知や地域医療連携室との連携により、認知症の人やその家族が相談・受診しやすい体制が構築され、認知症の早期発見・早期対応を推進しています。

【今後の方向性】

認知症は早期に診断し、早い段階から適切な治療を行うことで、進行を遅らせることができます。そのため、物忘れや認知症が疑われた段階での早期の相談や受診の必要性についても啓発を継続してまいります。また、困難ケースへの対応に向けて「認知症初期集中支援チーム」が必要と判断されたときには関係機関等と連携し、早期の介入を実施します。

更に、高齢者の一体的事業による高齢者の健診や地域支援事業の自主グループ活動の場において、認知症の早期発見にも努めてまいります。

	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム介入件数	3	0	0

単位：件

	見込	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
もの忘れ外来への新規相談件数 (識別診断件数)	70 (50)	80 (60)	90 (70)	100 (80)

単位：件

* 令和6年度から、指標を変更

(4) 認知症の人とその家族を支える地域づくり

【取組内容と現状】

認知症カフェや認知症高齢者家族の集いなど、認知症の人や家族の社会参加活動の促進を通して、地域での支援体制を進めています。また、道に迷うなど何か困っている高齢者を市民が見かけた時に、気軽に声をかけることができ、見守ることができる地域づくりを目的とした「認知症高齢者声かけ訓練」を平成27年度から継続的に開催する等、認知症の人への関わり方や見守りの必要性について、市民が理解できる場の設定とイベントの開催を行っています。

【今後の方向性】

上記取組を推進するとともに認知症サポーター養成講座を受講した方等を対象に、認知症サポーター・ステップアップ講座を開催し、サポーターの活動を促進していきます。また、認知症の本人・家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的活動である「チームオレンジ」の立ち上げを行っていきます。

	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ数	4	4	3

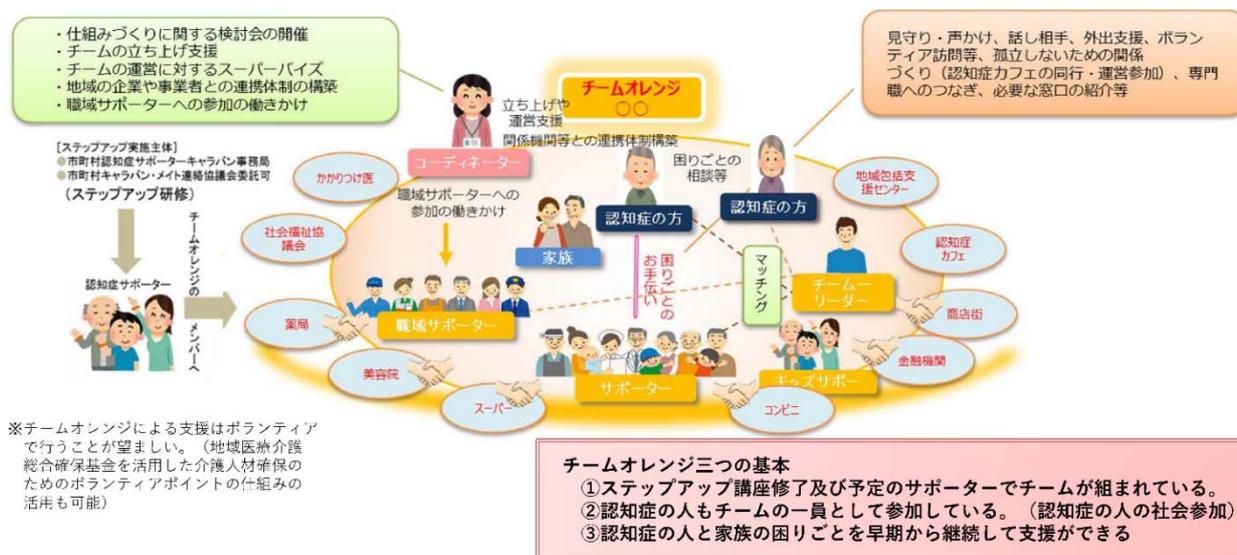
単位：か所

	見 込	目 標		
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症声かけ体験・ 訓練実施回数	1	1	2	2

単位：回

* 令和6年度から、指標を変更

【チームオレンジの概要】



認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

(5) 成年後見制度の利用促進

■計画策定の法的根拠・法的位置づけ

認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）が平成28年に公布・施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第14条市町村の講ずる措置）、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国基本計画」）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

また、平成29年3月24日に閣議決定された国基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めています。

また、令和4年3月には、国の第二期計画が閣議決定され、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の更なる充実など、成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととされています。

本市においては第8期計画に引き続き、本項に記載の内容を成年後見制度利用促進法に規定する市町村計画とし、更なる取組の推進を図ります。

■基本的な考え方

成年後見制度は、認知症高齢者等の権利擁護を図る上で重要な制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念との調和の観点から、判断能力が不十分であるがために、契約等の法律行為における意思決定が困難な方について、「法定後見制度」においては、家庭裁判所が選任する後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」）がその判断能力を補うことによって、その生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。

本市においては、対馬市社会福祉協議会が令和元年度に権利擁護センターつしま、本市が令和3年度に対馬市権利擁護地域連携ネットワーク推進協議会を設置しています。今後も引き続き連携を図り体制の強化に努めます。

■成年後見制度利用促進の目的・目標

地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととします。

■制度利用促進に向けた取組

①成年後見制度

1) 「権利擁護センターつしま」における取組

令和元年7月に設置された「権利擁護センターつしま」では、以前より対馬市社会福祉協議会で実施していた日常生活自立支援事業に加え、法人として後見業務を受任する法人後見業務を実施しています。これらの事業・業務と同時に、中核機関に期待されている各種機能を充足するための業務も行っています。本市では、対馬市社会福祉協議会に対し「権利擁護センターつしま」の運営費の一部を補助しています。

2) 成年後見等開始の審判市長申立

成年後見等開始の審判を申立てる身近な親族がない場合、市長が申立てを行うことができることとなっています。本市では関係機関からの要請や日頃の支援を通じて申立てが必要なケースを把握した場合、各種調査を行った上で市長による成年後見等開始の審判を申立てています。

3) 審判の申立ての費用及び成年後見人等に対する報酬の助成

審判の申立てに要する費用の支払が困難な状況にある方に対する費用及び成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な方に対する報酬の一部又は全部の助成を行っています。

②権利擁護に関する普及啓発

パンフレットの配布や研修会の開催等を通じ、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の高齢者の権利擁護に関する制度の普及啓発を行っています。引き続きパンフレットの配布や研修会の開催を通じ、高齢者の権利擁護に関する制度等の普及啓発に努めます。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の体制整備

①権利擁護支援の地域連携ネットワーク

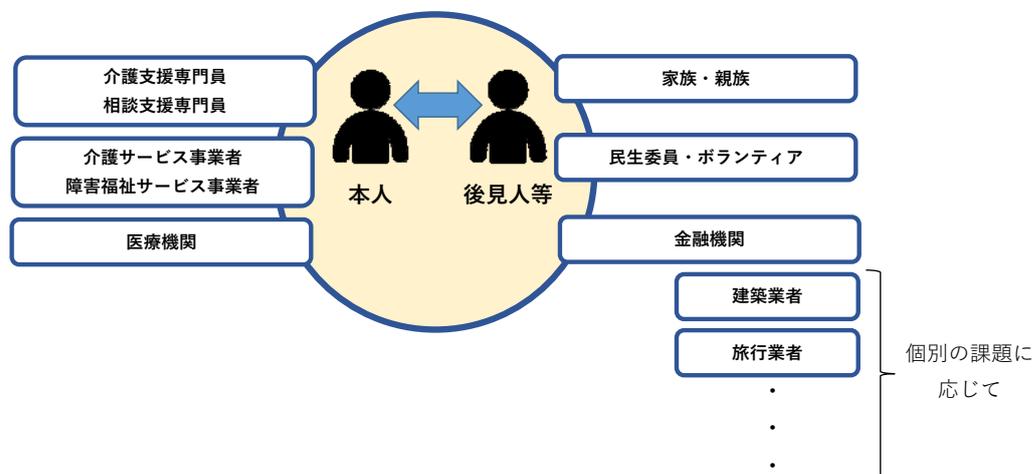
全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする方が、制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉に繋がる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を整備しています。

②チーム

チームとは、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

【チームの概要】



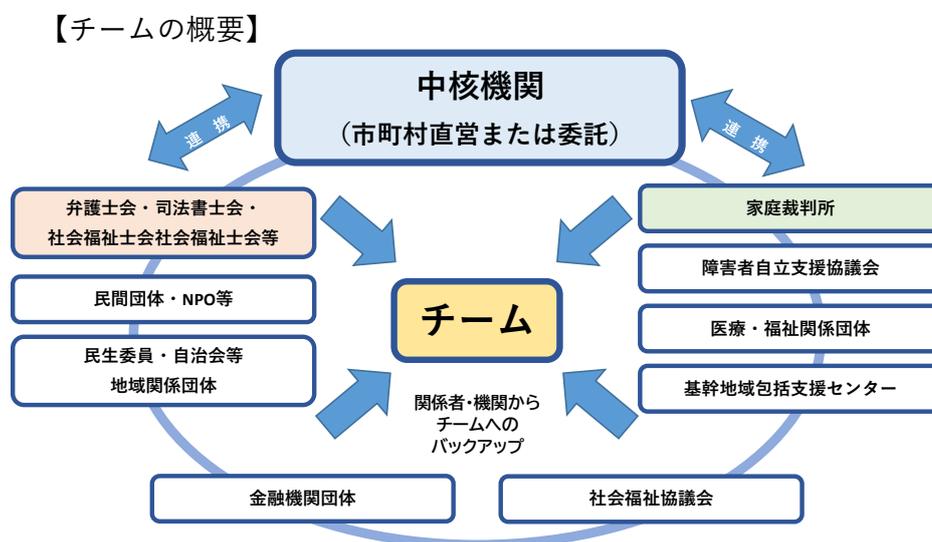
メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。

後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たします。後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応する役割を果たします。

また国の基本計画では、必要に応じ、法律・福祉の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組み（介護保険や障がい福祉のサービス担当者会議等）を活用して編成することとされています。

③協議会

協議会とは、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。



④中核機関

中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています。（市町村直営又は委託等）様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

⑤ 4つの機能

国の基本計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として、以下が示されています。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - (b) 担い手育成・活動の促進
（市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援）
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

■ 地域連携ネットワークの機能強化

① 権利擁護の相談支援機能を強化するための取組

中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障がい、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする方や関係者からの相談を受け、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができる仕組みを強化します。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能強化するための取組

権利擁護支援チームの形成支援として、受任者調整会議で権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づいた成年後見制度の申立て方法や、適切な後見人等候補者の調整を行います。

また、法人後見の担い手の育成、支援についても検討を行います。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能強化するための取組

支援を必要とする人の抱える課題や、地域の実情に応じて、各相談支援機関などと役割分担し、課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、体制の整備や必要な支援を行います。

また、専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みづくりを進めます。

4 高齢者の生活支援の充実

(1) 生活支援コーディネーター事業（生活支援体制整備事業）

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくための様々な生活支援等サービスを担う事業主体のネットワークの構築や、社会参加意欲の強い高齢者等を支援の担い手として活躍できるような支援体制を整備し、高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進します。

【取組内容と現状】

第1層（市内全圏域）及び第2層（旧町単位で6つ）の協議体での協議や生活支援コーディネーターの取組などにより、民間事業所と連携した移動販売などの買い物支援、通院支援及びサロン開設等の住民同士の支え合いによる生活支援サービス等の充実を図りました。

【今後の方向性】

買い物・通院支援などの生活支援サービスの取組が実施されていますが、地域が限られており、より広域に取組が推進されていくよう住民同士の団体等への側面的な支援を行います。また、現在、実施されている団体等に対しては、必要に応じて支援ができる体制を継続します。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援実施団体数	7	6	6	7	8	9
生活支援実施中学校区数	7	6	6	7	8	9

単位：団体、校区

(2) 高齢者生活支援に係るサービス事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、介護保険サービスだけでなく、高齢者の生活状況や心身の状態にマッチした多様なサービスの提供が必要です。住民及び関係機関や介護事業所などへの普及・啓発を充分に行い、必要な人へのサービスの提供に努めます。

今後も既存の事業を継続して推進するとともに、ニーズの掘り起こしや地域資源の整理などを行い、地域における生活環境の充実を推進します。

【事業内容】

①食の自立支援助成事業

70歳以上の一人暮らしの高齢者等が利用する配食サービス料の一部を助成することで、食生活の自立や健康の増進を図るとともに、訪問による安否確認を行っています。

1日1食、週4食を上限に、1食当たり500円を助成しています。

※対象者：70歳以上の一人暮らし世帯、70歳以上の高齢者夫婦世帯で一方が要介護1以上の世帯及び65歳以上の心身の障がい・傷病により、自立した食生活を営むことが困難な者のうち、訪問による安否の確認等を必要とする世帯

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食数	35,354	36,478	35,000	35,000	35,000	35,000

単位：食

②高齢者移動費助成事業

75歳以上の在宅高齢者がタクシーやバス等を利用して移動する費用の一部を助成することで、外出機会の拡大と社会参加の促進による閉じこもりや心身機能低下の予防を目的に実施しています。1人につき1枚500円の利用券を最大12枚(6,000円分)交付しています。

※対象者：申請日において75歳以上であり、本市に住民登録されている者。ただし、下記の者は除く。

- ①特別養護老人ホーム、老人保健施設又はグループホームに入所している者
- ②障害者移動支援サービス又は高齢者等移送サービスを受けている者
- ③生活保護世帯に属している者

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	4,835	5,487	5,511	—	—	—
交付者数 (交付率)	2,201 (45.5%)	2,550 (46.5%)	2,750 (49.9%)	— (52.0%)	— (54.0%)	— (56.0%)

単位：人

③紙おむつ費助成事業

要介護4又は5の認定を受けた在宅高齢者等が使用する紙おむつの購入費の一部を助成することで、経済的負担の軽減と在宅生活の継続を目的に実施しています。月額5,000円を上限に助成しています。

※対象者：本市に住所を有する要介護4又は5の認定を受け、常時紙おむつを使用している在宅高齢者等であって、住民税非課税世帯に属する者。ただし、生活保護世帯に属する者を除く。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ交付者数	76	126	136	140	140	140

単位：人

④シルバーホン設置事業

一人暮らしの高齢者の自宅にシルバーホンを設置することにより、利用者の緊急時の連絡手段の確保を目的に実施しています。

※対象者：65歳以上の一人暮らしの者で、現に電話が設置され、心身の状態から安否確認が必要であり、かつ緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる者。ただし、同一敷地内に子又は孫が居住している者は除く。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用登録者数	53	42	42	42	42	42

単位：人

【今後の方向性】

住み慣れた自宅での安心した生活を継続できるよう、居宅介護支援事業所等と連携し、制度の周知に努めます。

また、ICT技術を活用した緊急連絡手段について調査・検討を行います。

(3) 地域における高齢者見守りの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、行政や地域、事業所、各種団体等といった様々な立場が連携して、高齢者への様々な見守り活動を推進します。

また、平時より災害や大規模な感染症の発生に備え、事前準備や対策を周到に行うとともに、関係者間による情報共有及び連携体制の確保に努めます。

①地域における見守り体制の構築

【取組内容と現状】

市内の事業活動を通じて高齢者等と接する機会の多い事業所（郵便、ガス、新聞、電気等）と支援機関が連携することにより、何らかの支援を必要としている高齢者等を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として実施しています。令和5年12月末現在、協力事業所26団体、協力機関10団体と「対馬市見守りネットワーク」協定を締結しています。

【今後の方向性】

支援を必要としている方を早期発見できるよう事業者と意見交換の場を設け、協力事業所が速やかに情報提供できる体制を構築するとともに、協力事業所の拡大に努めます。

②高齢者の孤独死や所在不明などへの対応

【取組内容と現状】

「対馬市見守りネットワーク」を活用し、ライフライン、運輸、配送、新聞、買い物支援（民間事業所）、福祉関連専門職等の見守り活動のできる方々で見守りの体制の強化が図られました。

【今後の方向性】

今後も「対馬市見守りネットワーク」協定を活用し、検針や配達等で自宅を訪問した際に孤独死に繋がるような異変を感じた場合、市に通報してもらうことにより、発生を未然に防ぐとともに協力事業所の拡大に努めます。また、マンパワー不足の解消に向けたICT・IOT技術の利活用を検討します。

③災害時の高齢者支援体制の構築

【取組内容と現状】

避難行動要支援者名簿更新作業業務を対馬市社会福祉協議会へ委託し、登録者名簿を警察署と消防署へ提供し、情報の共有を行っています。令和5年12月末現在、要支援者登録者数は1,446人（高齢者1,335人、障がい者111人）となっています。

また、令和元年に対馬市老人福祉施設協議会と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定及び災害時における物資供給及び貸与に関する協定を締結しています。

令和5年12月末現在、協定法人は7法人となっています。

【今後の方向性】

一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯等、災害弱者と成り得る高齢者が確実に救われるよう、また、災害時にきめ細やかな対応ができるよう、支援が必要な高齢者の把握に努め、自治会、民生委員・児童委員、消防署、警察署や地域住民や各種団体などが連携し地域の中でお互いを支え合い助け合える支援体制の構築を図ります。なお、令和5年度から個別避難計画書の作成に取り組んでおり、令和6年度からは個別訪問等を行い、個別避難計画の作成を推進します。

④災害対策、感染症対策に係る介護サービス事業所との連携

【取組内容と現状】

介護サービス事業所が災害対策、感染症対策について、迅速に対応できるよう、県及び介護サービス事業所と連携しながら、支援体制を整備しています。

【今後の方向性】

災害や感染症が発生した場合でも、必要な介護サービスを継続的に提供できるよう、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の策定が令和6年4月に義務化されます。運営指導等の場面を通じて、業務継続に向けた研修や訓練の実施状況を確認し、助言等を行います。

(4) 高齢者虐待防止の強化

高齢者虐待の早期発見と未然防止に向けて、地域住民の見守りや気づきを促進していくとともに、虐待に関する情報の普及啓発に取り組みます。

また、虐待の予防や早期発見及び援助については、支援する側に専門的な知識が必要であることから、高齢者虐待に対応できる人材育成に努めます。

①地域における見守り体制の構築

【取組内容と現状】

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者虐待を早期に発見し、適切な支援に繋げることが必要です。何らかの支援を必要としている高齢者等を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として、平成31年3月に「対馬市見守りネットワーク」協定を締結しました。このネットワークを活用し、協力事業所であるライフライン事業所、介護サービス事業所等や協力機関である警察署、医療機関等との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。

また、令和3年度から対馬市権利擁護地域連携ネットワーク推進協議会を設置し、地域社会全体で見守る体制の強化を図っています。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待相談件数	3	4	3	5	5	5

単位：件

【今後の方向性】

「対馬市見守りネットワーク」、「対馬市権利擁護地域連携ネットワーク推進協議会」の体制を活用し、関係機関等との連携により高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

②高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発

【取組内容と現状】

市民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることで、高齢者虐待の発生予防・早期発見に繋がることから、高齢者虐待に関する情報の普及啓発はとても重要です。

高齢者虐待は特定の人や家庭において発生するものではなく、誰にでも、どこの家庭にでも起こりうる身近な問題であるということを広く啓発するため、年に1回、市広報誌を活用し、市民の知識や理解が深まるよう周知に努めました。

【今後の方向性】

市広報誌への掲載の継続、ホームページの作成、研修会や会議等の機会を通して、市民や関係機関の知識や理解が深まるよう普及啓発に努めます。また、地域包括支援センターが担う権利擁護業務、高齢者虐待への対応などの役割についても併せて周知に取り組んでいきます。

③専門的人材の育成

【取組内容と現状】

県が作成している「高齢者虐待対応マニュアル」を活用し、高齢者虐待に対応するとともに、県等が主催する研修会を受講し、高齢者虐待の予防、早期発見及び的確な援助に繋がるよう職員の資質向上に務めました。また、組織改正により円滑に高齢者虐待に対応するための支援体制が整備されました。

【今後の方向性】

今後は、新たな体制でこれまで以上に迅速かつ適切な対応ができるよう専門職との連携を継続していくとともに、県等が主催する研修会等を積極的に受講し、職員の資質向上を図り、高齢者虐待の予防、早期発見及び的確な援助に繋がるよう努めていきます。

(5) 高齢者の居宅に係る施策との連携

○入所施設・福祉拠点の整備目標

【養護老人ホーム】

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	2	2	2	2	2	2
入所者数	110	110	110	110	110	110

単位：か所、人

【生活支援ハウス】

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	1	1	1	1	1	1
入所者数	10	8	10	11	11	11

単位：か所、人

5 高齢者の積極的な社会参加の推進

(1) 生きがいつくりの支援

高齢者の社会参加活動は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献に繋がるなど、多様な意義があります。高齢者の社会参加が進み、高齢者が地域活動の担い手となることが、地域づくりの観点から重要となるため、これまでの経験や能力を活かせる活動場所の確保や豊富な知識・技能を持った高齢者が参加する地域づくり活動などを通じて、高齢者の社会参加等の機会の充実に努めます。

①社会参加の促進

高齢者が社会参加していくことで、健康で生きがいのある生活や、外出機会の増加による孤立や閉じこもりの防止に繋がります。そのためにも、介護予防事業、文化・スポーツ活動、地域活動等、高齢者の利用できる社会資源に関するあらゆる情報が総合的に提供できるよう、地域包括支援センターでの情報収集及び情報提供を引き続き行い、高齢者の社会参加を推進します。

②地域活動支援

【取組内容と現状】

高齢者が自身の経験と知識を活用して、地域社会での役割を見出せるよう社会参加活動を支援します。

特に、老人クラブは高齢者による自主的な組織で、会員相互の親睦を深める活動や社会奉仕等の社会参加により、生きがいを高めようとする活動を実施しており、高齢者の社会参加を進める重要な役割を果たしているため、老人クラブに対する助成を行うとともに、健康づくり・介護予防の活動を支援します。

【今後の方向性】

老人クラブ会員の加齢による退会者が増えていることに加え、就労年齢の高齢化等、ライフスタイルの変化により、高齢期を迎えた人の入会が減少しているため、新規会員の獲得による組織及び活動内容を維持することが課題となっています。

老人クラブが、より充実した活動を実施できるよう、老人クラブ連合会と連携を図りながら、会員の加入を促進し、介護予防への取組をより一層推進します。

老人クラブ以外の地域活動においても、より多くの高齢者が地域住民と交流し、地域に根ざした活動ができるよう、高齢者の地域活動への参加を促進します。

		実績		見込	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
敵原町	クラブ数	24	24	24	—	—	—
	会員数	705	725	609	—	—	—
美津島町	クラブ数	20	19	18	—	—	—
	会員数	710	682	617	—	—	—
豊玉町	クラブ数	16	16	16	—	—	—
	会員数	812	758	730	—	—	—
峰町	クラブ数	6	6	5	—	—	—
	会員数	222	183	172	—	—	—
上県町	クラブ数	15	13	13	—	—	—
	会員数	264	233	223	—	—	—
上対馬町	クラブ数	14	13	14	—	—	—
	会員数	267	235	241	—	—	—
計	クラブ数	95	91	90	90	90	90
	会員数	2,980	2,816	2,592	2,590	2,590	2,590

単位：団体、人

(2) 就労支援

高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を活かしながら、生きがいを持って暮らすことができるように、元気高齢者の就労機会を拡大するための取組を推進します。

①シルバー人材センター

【取組内容と現状】

定年退職後の働く意欲のある高齢者に臨時的・短期的な仕事や軽易な仕事を提供する（一社）対馬市シルバー人材センターの運営を助成することで、高齢者の就労の場を確保するとともに、高齢者の社会参加の推進や生きがいの充実を図ります。

【今後の方向性】

利用者の様々なニーズに対応するための会員の確保及び育成ができるよう、対馬市シルバー人材センターと連携を図ります。

②就労的活動支援コーディネーター

ハローワークなどの関係機関との連携を図り、対応を行っていますが、現在のところ具体的な相談はありません。

【今後の方向性】

生涯現役社会の実現を目指し、高齢者が働き続けられる環境を推進するため、今後も市内事業所やハローワーク、シルバー人材センターなどの関係機関と連携を図ります。

6 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び質の向上と業務効率化

(1) 介護給付適正化

介護保険料は、介護保険事業に係る費用（以下、「事業費」）の一定割合を負担する仕組みとなっており、事業費が増加すれば、介護保険料も増加します。この事業費、いわゆる介護給付が適正に行われているか、無駄な給付はないかなど、その給付の妥当性を確認することが「介護給付適正化」です。

本市では、介護給付適正化に向けて、主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）を実施していますが、国の基本指針において、主要5事業から主要3事業への再編が行われたことから、本市においても指針に基づき適切に事業を実施します。

また、長崎県、長崎県国民健康保険団体連合会と連携しながら、定期的に進捗管理を行い、課題を分析することで効果的な適正化事業の推進に努めます。

【給付適正化主要3事業への再編】

主要5事業	見直しの方向	主要3事業（再編）
要介護認定の適正化	・ 要介護認定の平準化を図る取組を更に進める	要介護認定の適正化
ケアプランの点検	・ 一本化する	ケアプランの点検等 （1）ケアプランの点検 （2）住宅改修の点検 （3）福祉用具購入・貸与調査
住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	・ 国保連からの給付実績帳票を活用し、費用対効果が期待される帳票に重点化する	
医療情報との突合・縦覧点検	・ 費用対効果が期待される帳票に重点化する ・ 小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める	医療情報との突合・縦覧点検
介護給付費通知	・ 費用対効果が見えにくいため、主要事業から外す	

①要介護認定の適正化

ア) 認定調査結果の点検

居宅介護支援事業所等に委託している認定調査結果全件について、保険者による点検を行います。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査結果のチェック率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

イ) 認定審査の適正化

一次判定から二次判定において、介護度が2つ以上変更となったもの全件について、認定審査から結果までの介護度推移の分析を行い、合議体間の差等の是正に努めます。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
分析等の実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②ケアプランの点検等

ア) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した問題点等の把握（アセスメント）や介護サービス計画（ケアプラン）等の記載内容について、事業者に資料提出を求め、又は、訪問調査を行い、市の職員が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適していないサービス提供を改善することを目的に実施します。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検を行った市内事業所数	100%	100%	100%	100%	100%	100%

イ) 住宅改修の点検

改修工事を施工する前に受給者宅の実態、工事見積書、理由書の確認を行うとともに、訪問又は写真などにより、住宅改修の必要性をチェックします。

また、改修後に全件書類での審査を行います。その中で、書類での確認が困難なものについては、受給者宅を訪問し、適正な住宅改修となっているか現地点検を行い、改修により、目的が達成されているか効果の把握に努めます。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修の点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

③縦覧点検・医療情報との突合

ア) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行うため、以下の7つの帳表について点検を実施します。

- ・算定期間回数制限縦覧チェック一覧表
- ・重複請求縦覧チェック一覧表
- ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
- ・単独請求明細書における準受付チェック一覧表
- ・要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表
- ・居宅介護支援再請求等状況一覧表
- ・軽度の要介護者における福祉用具貸与品目一覧表

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検実施帳票数	7	7	7	7	7	7

単位：帳票

イ) 医療情報との突合

受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④介護給付通知

介護サービス利用者に保険給付の状況を年1回送付し、受給者や事業者に対して適切なサービス利用の意識啓発を図ります。介護給付通知が今回の再編により、費用対効果を見込みづらいため任意事業として位置づけられたことにより、費用対効果を踏まえた実施の有無を検討します。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付費通知送付	利用者 全員	利用者 全員	利用者 全員	—	—	—

(2) 相談・苦情対応体制の整備

介護保険制度に関する相談や苦情について、適切な対応が行えるよう体制整備に努めます。

(3) 事業所の指定及び指導・監督の実施

指定申請書の提出後に内容の確認と必要であれば現地確認を行い、事業者の指定を行います。

また、指定有効期間内（6年間）に1回以上の運営指導を行い、指導、評価を行います。

(4) 人材の確保と資質の向上

全国的には高齢者人口の更なる増加と人口減少に伴い、介護に関わる人材の不足が問題となっており今後もその状況は更に進むことが予想されています。このことから、安定して人材を確保できる体制づくりや人材育成の更なる充実が求められています。

本市でも、現時点において慢性的な介護人材不足の状態が継続していること、将来的にも高齢化率の高まり、生産年齢人口の減少から、介護人材不足が更に進むことが予想されていることから、介護人材の育成・確保に対する取組が必要となっています。

県等が主催する研修や講習会開催に関する情報提供を行うとともに、事業所側の希望する研修内容のニーズ把握に努め、それに基づき適切な研修等の実施や資格取得支援、外国人介護人材確保等の取組を推進します。

また、業務の効率化・負担軽減については、介護ロボット導入支援など介護業務の負担軽減のほか、事業所相互のネットワーク構築の検討や、申請様式・手続きの簡素化、電子申請・届出システムの運用などICT導入による介護業務以外の事務の負担軽減を支援します。

①基礎講座・職場体験事業（介護人材確保対策地域連携支援事業）

【取組内容と現状】

介護職のイメージアップを図るため、市内の児童・生徒を対象に、「介護のしごと魅力伝道師」等が介護職の正しい認識や、やりがい等を伝えるための講話を実施しています。また、市内の学校に対して介護施設への職場体験の受け入れも推進しています。

【今後の方向性】

更に市内の学校に対して事業の周知を強化し、講話や職場体験等を通じて介護の仕事に魅力を感じてもらえる機会を増やします。特に高校生の進路選択に際して、介護職の魅力をもっと正しく認識し、就業してもらえよう、事業活用を促進します。

	実績		見込	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講話実施学校数	2	3	10	10	10	10

単位：校

②労働環境改善推進事業（介護人材確保対策地域連携支援事業）

【取組内容と現状】

介護人材の定着を目指すには、離職の一因と考えられる介護職員の業務負担軽減を図る必要があるため、業務負担軽減に繋がる介護技術向上に関する研修、介護ロボット・ICT研修会等を実施しています。

【今後の方向性】

現在の取組に加え、介護現場の更なる業務効率化、負担軽減を図るため、電子申請・届出システムの早期導入や介護ロボットやICTの活用・導入等に関する取組を推進します。

③介護人材の育成確保事業（介護人材確保対策地域連携支援事業）

【取組内容と現状】

高度化、複雑化する福祉・介護ニーズに対応できる人材を育成するために様々な分野との連携を図るとともに、国、県の動向に合わせた資質向上のための勉強会、研修会を実施しています。

介護人材確保の取組として、市内外で実施される「お仕事説明会」や「対馬ぐらし移住・就職相談会」等を通じ各法人による求人活動を行っています。

また、仕事に対するモチベーション・やりがいを向上させることを目的に概ね入職3年未満の職員を対象とした介護職員新人研修会や介護の魅力発信力を向上させ、新たな介護人材確保に繋げるとともに介護職を魅力のある職業として、選択するきっかけとなるような企画を立案できる人材を育成するための研修会を実施しています。

【今後の方向性】

今後も介護人材育成確保対策地域連絡協議会の構成メンバーである運営法人、行政、ハローワーク等の関係機関が一体となって、介護職員を対象とした研修、講習会を開催し、介護職員の人材育成、確保を推進していきます。

④介護職員初任者研修

【取組内容と現状】

介護人材の確保及び定着を図るため、県補助事業を活用しながら、基礎的な研修開催にかかる費用を支援しています。

【今後の方向性】

介護職員の資格所得に係る負担軽減を図り、介護人材の定着化を推進します。

(5) サービス基盤の整備方針

令和22年(2040年)のサービス水準などや高齢者を取り巻く環境を見据え、第9期計画期間における各サービスの適切な運営や基盤整備に努めます。

① 居宅サービス

ア) 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	回数/月	2,461.3	2,598.8	2,800.0	2,872.1	2,880.6	2,864.1
	人数/月	244	238	226	234	234	232

イ) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	回数/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数/月	0	0	0	0	0	0
介護 給付	回数/月	26	44	64	84.4	84.4	84.4
	人数/月	7	13	16	20	20	20

ウ) 介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	回数/月	37.6	27.1	21.3	23.6	23.6	23.6
	人数/月	5	5	3	4	4	4
介護 給付	回数/月	269.0	277.0	218.7	277.5	273.1	283.3
	人数/月	50	51	41	52	52	53

エ) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	回数/月	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数/月	0	0.3	0	0	0	0
介護 給付	回数/月	69.1	59.5	80.7	72.1	76.6	76.6
	人数/月	9	9	13	13	14	14

オ) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	人数/月	5	4	5	4	4	4
介護 給付	人数/月	61	67	71	70	68	69

カ) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	回数/月	3,866	3,603	3,377	3,303.1	3,325.4	3,299.8
	人数/月	402	391	364	369	371	368

キ) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

医療施設等に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	人数/月	65	59	64	61	61	59
	回数/月	804.0	845.7	920.1	942.5	942.5	926.4
介護 給付	回数/月	123	126	129	128	128	126
	人数/月						

ク) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。本計画期間において、当該サービスの利用は、現状維持と見込みますが、事業者から整備意向等があった場合は、必要に応じて検討します。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	回数/月	34.7	22.1	43.1	34.5	34.5	34.5
	人数/月	5	4	7	5	5	5
介護 給付	回数/月	3,212.7	3,449.3	3,442.9	3,364.1	3,274.7	3,264.8
	人数/月	206	207	206	197	192	191

ケ) 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他の日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	回数/月	2.9	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数/月	1	0.4	0	0	0	0
介護 給付	回数/月	282.2	257.6	167.0	175.8	175.8	175.8
	人数/月	24	21	18	17	17	17

コ) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ、歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活の便宜を図るための用具を貸与します。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人数/月	134	149	156	154	152	148
介護給付	人数/月	455	493	504	529	530	530

サ) 介護予防福祉用具購入費・福祉用具購入費

心身の機能が低下した人に、入浴や排せつに用いる購入費の一部を支給します。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人数/月	3	4	6	3	3	3
介護給付	人数/月	11	12	12	13	13	13

シ) 介護予防住宅改修・住宅改修

手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費の一部を支給します。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人数/月	7	8	8	4	4	4
介護給付	人数/月	11	11	10	15	15	15

ス) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人数/月	12	13	13	13	13	13
介護給付	人数/月	70	74	72	71	71	71

セ) 介護予防支援・居宅介護支援

介護予防支援は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連携調整などの支援を行います。

居宅介護支援は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	人数/月	188	193	201	195	194	189
介護 給付	人数/月	857	877	878	901	903	898

②施設サービス

ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

現在、市内に6つの施設が整備されています。

本計画期間において、新たな整備は行いません。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	人数/月	286	289	293	297	297	297

イ) 介護老人保健施設

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理の下での介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

現在、市内に2つの施設が整備されています。

本計画期間において、新たな整備は行いません。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	人数/月	169	163	164	165	165	165

ウ) 介護医療院

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。

本計画期間において、新たな整備は行いません。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	人数/月	4	3	3	2	2	2

③地域密着型サービス

ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中及び夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期的な巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

本計画期間において、当該サービスの利用は、現状維持と見込みます。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人数/月	1	4	8	4	3	4

イ) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活の世話や機能訓練などを行います。

現在、市内に3つの事業所が整備されています。

本計画期間において、当該サービスの利用は、現状維持と見込みます。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	回数/月	648.6	610.0	763.2	968.5	953.4	957.8
	人数/月	77	71	81	92	90	91

ウ) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

現在、市内に4つの事業所が整備されています。

本計画期間において、当該サービスの利用は、現状維持と見込みます。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	回数/月	0.3	3.9	0	0	0	0
	人数/月	0.1	1	0	0	0	0
介護給付	回数/月	961.8	889.3	879.4	887.0	900.0	900.0
	人数/月	64	62	67	70	71	71

エ) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行います。

現在、市内に1つの事業所が整備されています。

本計画期間において、当該サービスの利用は、現状維持と見込みます。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	人数/月	3	2	3	4	4	4
介護 給付	人数/月	16	19	18	21	21	21

オ) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

安定状態にある認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練などを行います。

現在、市内に7か所9ユニット（定員81人）が整備されていますが、ほぼ満床の状態です。今後の認知症高齢者の伸び率を踏まえ、需要がより高まることが予想されることから、本計画期間中に4ユニット36人分（2ユニット×2施設）の整備を予定しています。

		実績		見込	第9期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	人数/月	0	0	0	0	0	0
介護 給付	人数/月	80	82	79	81	117	117

地域密着型サービスには、他に「夜間対応型訪問介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」がありますが、現在、本市ではサービスを提供する事業所がありません。本計画期間においても、新たに整備を行う予定はありませんが、国及び県の指導や高齢者のニーズの高まり、事業所の意向等があった場合には、整備に向けた検討を随時行います。

※入所系サービスの必要利用定員総数

第9期計画における各年度の入所系サービスに係る必要利用定員総数は、以下のとおりとします。

認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設 入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護		
令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
81人	117人	117人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(6) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備について

全国的に有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は大きく増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っています。こうした状況を踏まえ、必要に応じて有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、県との情報連携を強化します。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、都道府県と連携しながら、必要に応じて、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅へ移行することが望ましいとされています。

当該施設が介護ニーズの受け皿としての役割を果たすことができるよう、長崎県と連携して提供サービスの質の確保に努めます。

	実績		見込	第9期見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム	21	21	21	21	21	21
特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	0	0	0

単位：人

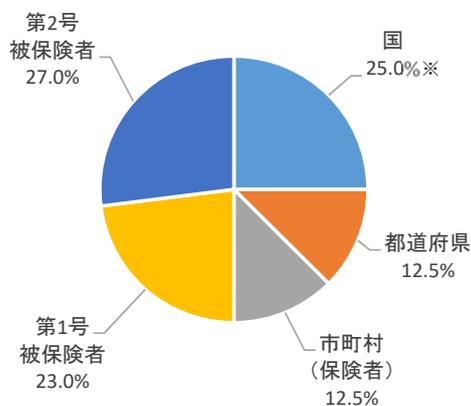
第5章 介護保険サービス見込量等について

1 財源構成

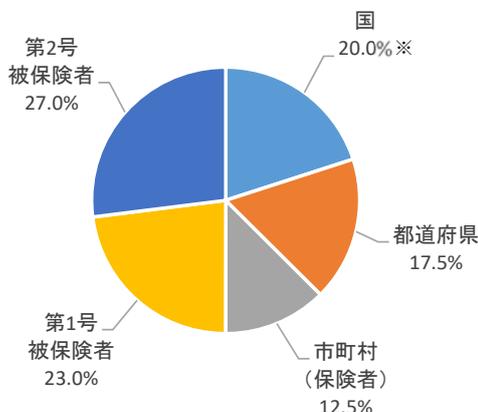
全国の介護保険被保険者が公平に費用（介護給付費・地域支援事業費）負担するように、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、3年（事業計画期間）ごとに、全国規模の人口比率で定められています。介護給付費及び地域支援事業費の負担割合は下図のとおりです。

(1) 介護給付費の財源構成

【居宅サービス・地域密着型サービス給付費】

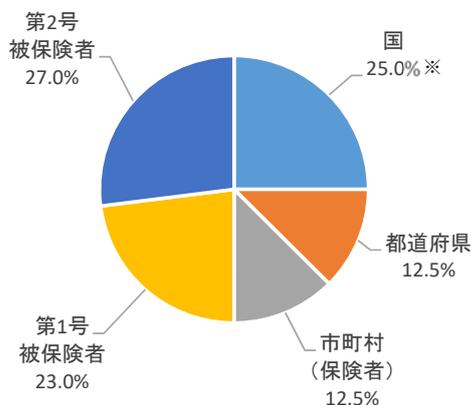


【施設給付費】

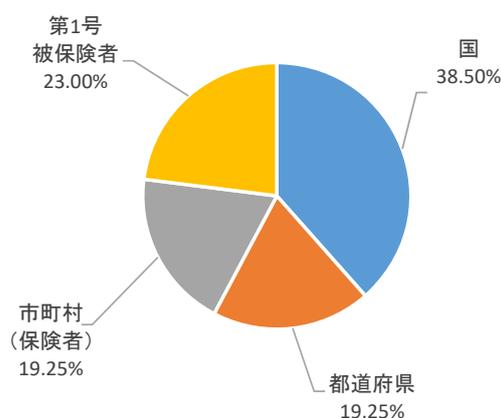


(2) 地域支援事業費の財源構成

【介護予防・日常生活支援事業】



【包括的支援事業・任意事業】



※「居宅サービス・地域密着型サービス給付費」、「施設給付費」、「介護予防・日常生活支援事業」の国の負担割合には、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付する調整交付金が含まれます。

2 被保険者数及び認定者数の推移

(1) 被保険者数の推計

(単位：人)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
総人口	29,111	28,521	27,983	27,385	26,784	26,180	23,817	18,197
高齢化率	38.6%	39.4%	40.0%	40.7%	41.3%	41.7%	43.1%	45.3%
第1号被保険者数	11,246	11,239	11,197	11,134	11,067	10,909	10,254	8,243
65～69歳	2,738	2,667	2,637	2,519	2,410	2,224	1,768	1,522
70～74歳	2,926	2,880	2,784	2,682	2,655	2,594	2,279	1,416
75～79歳	1,685	1,756	1,948	2,159	2,353	2,602	2,350	1,477
80～84歳	1,753	1,757	1,693	1,660	1,557	1,374	1,924	1,633
85～89歳	1,367	1,320	1,265	1,235	1,189	1,191	1,057	1,293
90歳以上	777	859	870	879	903	924	876	902
第2号被保険者数	9,135	8,879	8,651	8,394	8,127	7,939	7,102	5,190
被保険者総数	20,381	20,118	19,848	19,528	19,194	18,848	17,356	13,433

出典:令和3・4年度：住民基本台帳10月1日現在、令和5年度：住民基本台帳9月1日現在、令和6年度以降：推計値

(2) 認定者数の推計

(単位：人)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
要支援1	453	447	459	455	452	440	463	427
要支援2	350	381	390	390	386	378	384	354
要介護1	447	470	477	485	485	479	478	459
要介護2	362	391	368	375	374	371	370	350
要介護3	363	347	347	332	336	337	334	326
要介護4	329	370	356	376	379	380	376	362
要介護5	183	189	199	193	190	192	186	175
総数	2,487	2,595	2,596	2,606	2,602	2,577	2,591	2,453

※第1号被保険者数（第2号被保険者数は含まず）

出典:令和3・4年度：事業状況報告3月報、令和5年度：事業状況報告9月報、令和6年度以降：推計値

3 サービス給付費の見込み

(1) 介護サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
居 宅	訪問介護（ホームヘルプ）	110,116	110,539	109,891	108,073	103,427
	訪問入浴介護	13,280	13,297	13,297	12,456	12,456
	訪問看護	28,990	28,495	29,643	28,643	25,949
	訪問リハビリテーション	2,401	2,548	2,548	2,404	2,232
	居宅療養管理指導	8,653	8,432	8,549	8,423	8,162
	通所介護（デイサービス）	273,509	276,153	274,257	268,195	258,223
	通所リハビリテーション	81,679	81,783	80,456	79,792	76,474
	短期入所生活介護	319,813	311,500	310,729	294,251	288,901
	短期入所療養介護	20,984	21,011	21,011	20,226	20,226
	福祉用具貸与	79,284	79,319	79,572	77,591	74,482
	特定福祉用具購入費	5,313	5,313	5,313	5,313	5,313
	住宅改修	20,467	20,467	20,467	20,467	20,467
	特定施設入居者生活介護	167,817	168,029	168,029	168,029	158,250
	地 域 密 着 型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,863	11,161	14,882	14,882
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護		118,340	120,316	120,316	116,664	113,566
小規模多機能型居宅介護		44,036	44,092	44,092	41,144	41,144
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		253,233	366,027	366,027	363,013	340,937
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		100,781	99,310	99,863	97,103	93,708
施 設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	904,329	905,474	905,474	904,468	867,186
	介護老人保健施設	524,759	525,423	525,423	525,578	500,155
	介護医療院	8,968	8,980	8,980	8,980	8,980
居宅介護支援		189,530	190,349	189,431	185,674	178,258
合計		3,291,145	3,398,018	3,398,250	3,351,369	3,213,378

(2) 介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	1,752	1,754	1,754	1,754	1,754
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	374	375	375	375	375
	介護予防通所リハビリテーション	26,241	26,274	25,524	25,789	24,070
	介護予防短期入所生活介護	2,506	2,509	2,509	2,007	2,007
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	12,907	12,923	12,923	12,923	11,737
	介護予防福祉用具貸与	13,883	13,705	13,347	13,868	12,698
	介護予防特定福祉用具購入費	1,376	1,376	1,376	1,376	1,376
	介護予防住宅改修	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	2,287	2,290	2,290	2,290	2,290
	介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	0	0	0	0	0
介護予防支援		10,619	10,578	10,306	10,634	9,761
合計		77,230	77,069	75,689	76,301	71,353

(3) 総給付費の見込み

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計	令和22年度
介護給付計	3,291,145	3,398,018	3,398,250	10,087,413	3,213,378
予防給付計	77,230	77,069	75,689	229,988	71,353
総給付費	3,368,375	3,475,087	3,473,939	10,317,401	3,284,731

4 標準給付費等の見込み

(1) 標準給付費の見込み

単位：円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計	令和22年度
総給付費	3,368,375,000	3,475,087,000	3,473,939,000	10,317,401,000	3,284,731,000
特定入所者介護サービス費等給付額	228,617,475	228,474,067	226,223,943	683,315,485	211,286,793
高額介護サービス費等給付額	93,248,829	93,204,137	92,286,218	278,739,184	86,037,414
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,926,425	10,905,770	10,798,365	32,630,560	10,240,683
算定対象審査支払手数料	3,496,650	3,490,050	3,455,625	10,442,325	3,277,200
標準給付費見込額	3,704,664,379	3,811,161,024	3,806,703,151	11,322,528,554	3,595,573,090

(2) 地域支援事業費の見込み

単位：円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	129,125,679	128,929,279	128,057,757	386,112,715	51,304,248
包括的支援事業・任意事業費	83,073,939	82,574,033	81,395,150	247,043,122	61,503,367
包括的支援事業（社会保障充実分）	34,278,000	34,278,000	34,278,000	102,834,000	34,278,000
地域支援事業費計	246,477,618	245,781,312	243,730,907	735,989,837	147,085,615

5 第1号被保険者の保険料収納必要額

単位：円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計	令和22年度
標準給付費見込額	3,704,664,379	3,811,161,024	3,806,703,151	11,322,528,554	3,595,573,090
地域支援事業費	246,477,618	245,781,312	243,730,907	735,989,837	147,085,615
第1号被保険者負担分相当額	908,762,659	933,096,737	931,599,833	2,773,459,230	973,091,263
調整交付金相当額	191,689,503	197,004,515	196,738,045	585,432,063	182,343,867
調整交付金見込交付割合	7.42%	7.07%	7.08%	/	9.96%
後期高齢者加入割合 補正係数	1.0109	1.0288	1.0279		0.9145
所得段階別加入割合 補正係数	0.8850	0.8847	0.8850		0.8847
調整交付金見込額	284,348,000	278,655,000	278,684,000	841,687,000	363,378,000
財政安定化基金償還金	/	/	/	0	/
準備基金の残高 (令和5年度末の見込額)	/	/	/	469,245,269	/
準備基金取崩額	/	/	/	287,600,000	/
市町村特別給付費等	0	0	0	0	/
保険者機能強化推進交付金等 の交付見込額	/	/	/	7,282,000	/
保険料収納必要額	/	/	/	2,222,397,293	/

6 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

第9期計画期間中の保険料基準額については、以下の手順にて算出を行いました。

単位：円

標準給付費見込額	11,322,528,554
+	
地域支援事業費（3年間）	735,989,837
=	
介護保険事業費見込額（3年間）	12,058,518,391
×	
第1号被保険者負担割合	23%
=	
第1号被保険者負担分相当額（3年間）	2,773,459,230
+	
調整交付金相当額（3年間）	585,432,063
-	
調整交付金見込額（3年間）	841,612,000
+	
財政安定化基金拠出金見込額	0
-	
財政安定化基金取崩による交付額	0
-	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	7,282,000
-	
準備基金取崩額	287,600,000
+	
市町村特別給付費等	0
=	
保険料収納必要額（3年間）	2,222,397,293
÷	
予定保険料収納率	98.60%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数（3年間）	28,898
÷	
年額保険料	78,000
÷	
12か月	
=	
月額保険料（基準額）	6,500
（参考）第8期の第1号被保険者の保険料の基準額（月額）	6,400

7 介護保険料の設定

(1) 第9期介護保険料の設定

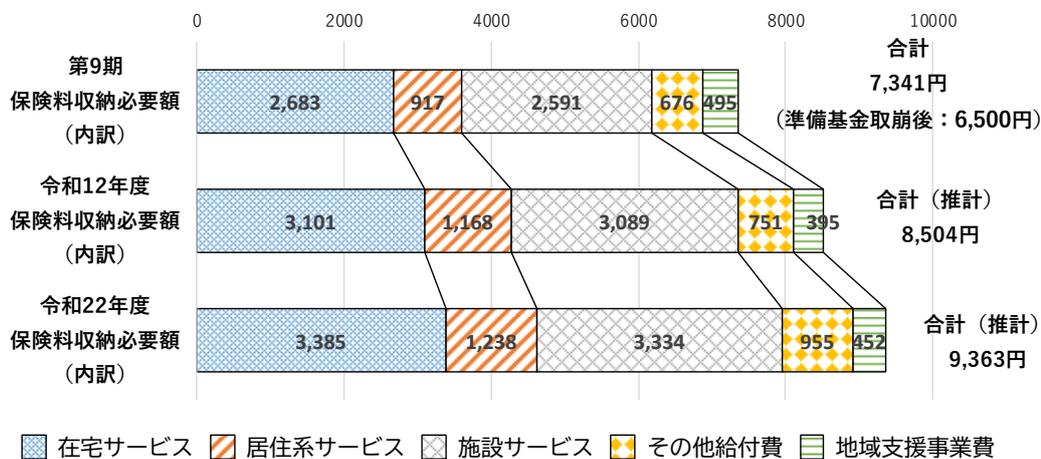
第9期の基準額（月額）	6,500 円
-------------	---------

(2) 令和22年度（2040年度）における介護保険料の推計

令和22年度（2040年度）の基準額（月額）	9,363 円
------------------------	---------

(3) 介護保険料の内訳（月額）

	第9期		令和12年度 (推計)		令和22年度 (推計)	
	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
a. 総給付費 (b+c+d)	6,191	84.3%	7,358	86.5%	7,956	85.0%
b. 在宅サービス	2,683	36.5%	3,101	36.5%	3,385	36.2%
c. 居住系サービス	917	12.5%	1,168	13.7%	1,238	13.2%
d. 施設サービス	2,591	35.3%	3,089	36.3%	3,334	35.6%
e. その他給付費	676	9.2%	751	8.8%	955	10.2%
f. 地域支援事業費	495	6.7%	395	4.7%	452	4.8%
g. 保険者機能強化推進交付金等	21	0.3%	0	0.0%	0	0.0%
h. 保険料収納必要額 (a+e+f-g)	7,341	100.0%	8,504	100.0%	9,363	100.0%
i. 準備基金取崩額	841	11.5%	0	0.0%	0	0.0%
j. 保険料基準額 (g-h-i)	6,500	88.5%	8,504	100.0%	9,363	100.0%



8 第1号被保険者の所得段階区分の設定

(1) 所得段階区分

所得区分	対象者	保険料率	月額 (円)	年額 (円)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円以下の方 	0.455 (0.285)	2,958 (1,853)	35,490 (22,230)
第2段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の方	0.685 (0.485)	4,453 (3,153)	53,430 (37,830)
第3段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額 + 合計所得金額が 120 万円超の方	0.690 (0.685)	4,485 (4,453)	53,820 (53,430)
第4段階	●世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税かつ前年の課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円以下の方	0.875	5,688	68,250
第5段階	●世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の方	基準額 1.000	6,500	78,000
第6段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.125	7,313	87,750
第7段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.250	8,125	97,500
第8段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.375	8,938	107,250
第9段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1.500	9,750	117,000
第10段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.700	11,050	132,600
第11段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	1.900	12,350	148,200
第12段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.100	13,650	163,800
第13段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の方	2.300	14,950	179,400
第14段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 820 万円以上の方	2.400	15,600	187,200

※公費負担による軽減措置により、第1段階から第3段階までの保険料を軽減しています。()には、軽減後の料率と保険料額を記載しています。

(2) 所得段階別加入者数

所得区分	対象者	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合計
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	3,319	3,301	3,253	9,873
第2段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方	1,131	1,124	1,108	3,363
第3段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の方	729	725	715	2,169
第4段階	●世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税かつ前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	1,231	1,223	1,206	3,660
第5段階	●世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の方	928	922	909	2,759
第6段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1,391	1,383	1,363	4,137
第7段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1,367	1,358	1,339	4,064
第8段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	538	535	527	1,600
第9段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	201	200	197	598
第10段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	101	100	99	300
第11段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	52	51	50	153
第12段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	27	27	26	80
第13段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	17	17	17	51
第14段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上の方	102	101	100	303

第6章 計画の推進

1 計画の推進と進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、年度ごとに計画の進捗状況及び成果を点検・評価し、本市における介護保険事業運営上の諸問題などの協議・解決策の検討を行い、本計画の実効性と介護保険事業の健全運営の維持を目指します。また、今後国が設定する評価指標項目については毎年度の実績を把握して評価を行います。

2 庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービスなどの保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となって取組を進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

3 地域住民、関連団体、事業者等との連携

地域住民の多様な活動への参加を支援するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体やサークルなどの活動とも連携し、高齢者が地域で活動しやすい環境づくりに取り組みます。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員・児童委員、シニアクラブ等の保健・医療・福祉・介護等に関わる各種団体等との連携を一層強化します。

更に、介護サービスや市が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供などについて、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

資料編

1 対馬市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

平成16年3月1日

訓令第33号

改正 平成17年3月8日訓令第3号

平成19年12月20日訓令第51号

平成20年12月26日訓令第61号

平成31年3月20日訓令第14号

(目的)

第1条 この訓令は、健やかで安心して暮らせる高齢社会に備えるために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による対馬市高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による対馬市介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、高齢者の保健・福祉施策の目標及び介護保険事業の円滑な実施のための方策等について学識経験者等の意見を聴くため、対馬市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 高齢者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (3) 地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関すること。
- (4) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員24人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者代表
- (5) 被保険負担関係者
- (6) 市民からの公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 市長は、委員に欠員が生じたときは、前条に規定する者のうちから遅滞なく委員を委嘱しなければならない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて学識経験者及び関係職員の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額及び支給方法は、対馬市参考人等の費用弁償条例（平成16年対馬市条例第43号）により支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月8日訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月20日訓令第51号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日訓令第61号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

2 対馬市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

No.	所 属	氏 名	備 考
1	対馬市医師会	川上 眞寿弘	保健医療関係者
2	対馬市歯科医師会	大浦 泰満	保健医療関係者
3	対馬市薬剤師会	永瀬 正義	保健医療関係者
4	長崎県対馬病院	八坂 貴宏	保健医療関係者
5	長崎県看護協会対馬支部	武末 浜枝	保健医療関係者
6	対馬市老人福祉施設協議会	阿比留 志郎	福祉関係者
7	長崎県介護支援専門員協会対馬支部	山城 真幸	福祉関係者
8	対馬市社会福祉協議会	多田 満國	学識経験者
9	対馬市民生児童委員協議会連合会	長里 正敏	学識経験者
10	長崎県対馬保健所	吉本 勝彦	学識経験者
11	対馬市老人クラブ連合会	立花 義也	被保険者代表
12	対馬市商工会女性部	小川 博子	被保険者代表
13	対馬市商工会	山岡 審司	被保険負担関係者
14	—	根津 賢謙	公募委員

令和6年3月現在

対馬市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

発行日：令和6年3月

発行・編集：対馬市 保健部 長寿介護課

〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地

<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/>



対馬市